

令和 4 年

# 第 3 回定例輪之内町議会会議録

令和 4 年 9 月 6 日 開会  
令和 4 年 9 月 16 日 閉会

輪之内町議会

## 第3回定例輪之内町議会会議録目次

9月6日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
欠員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案上程	5
町長提案説明	5
議第31号（提案説明・質疑・討論・採決）	1 1
議第32号（提案説明・質疑・討論・採決）	1 2
議第33号（提案説明・質疑・委員会付託）	1 4
議第34号（提案説明・質疑・委員会付託）	1 7
議第35号（提案説明・質疑・委員会付託）	1 9
議第36号（提案説明・質疑・委員会付託）	2 0
議第37号から議第41号まで（提案説明・質疑・委員会付託）	2 1
議第42号（提案説明・質疑・委員会付託）	2 5
散会	3 0

9月15日

議事日程	3 1
本日の会議に付した事件	3 1
出席議員	3 1
欠席議員	3 1
欠員	3 1
説明のため出席した者	3 1
職務のため出席した事務局職員	3 1
開議	3 2

一般質問 .....	3 2
2 番 林 日出雄議員 .....	3 2
4 番 浅野重行議員 .....	3 6
6 番 上野賢二議員 .....	3 8
1 番 大橋慶裕議員 .....	4 4
5 番 浅野 進議員 .....	5 1
9 番 田中政治議員 .....	5 5
散会 .....	7 4

## 9月16日

議事日程 .....	7 5
本日の会議に付した事件 .....	7 5
出席議員 .....	7 5
欠席議員 .....	7 6
欠員 .....	7 6
説明のため出席した者 .....	7 6
職務のため出席した事務局職員 .....	7 6
開議 .....	7 7
諸般の報告 .....	7 7
議第33号から議第36号まで及び議第42号（委員長報告・質疑・討論・採決） .....	7 7
議第37号から議第41号まで（委員長報告・質疑・討論・採決） .....	8 4
閉会 .....	9 6
会議録署名議員 .....	9 7

令和4年9月6日開会 第3回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

令和4年9月6日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 議案上程  
日程第5 町長提案説明  
日程第6 議第31号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて  
日程第7 議第32号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第8 議第33号 令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）  
日程第9 議第34号 令和4年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第10 議第35号 令和4年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第11 議第36号 令和4年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）  
日程第12 議第37号 令和3年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について  
日程第13 議第38号 令和3年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第14 議第39号 令和3年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第15 議第40号 令和3年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第16 議第41号 令和3年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第17 議第42号 輪之内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第17までの各事件

○出席議員（8名）

1番	大橋慶裕	2番	林日出雄
4番	浅野重行	5番	浅野進

6番 上野賢二  
8番 小寺強

7番 高橋愛子  
9番 田中政治

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	長屋英人
参事兼 総務課長兼 危機管理課長	荒川浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田内満昭
調整監 (住民・福祉)兼 住民課長	中島良重	教育課長	野村みどり
福祉課長	伊藤早苗	経営戦略課長	菱田靖雄
建設課長	大橋勝弘	産業課長	松井和明
土地改良課長	松岡博樹	代表監査委員	野々垣昌司

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中島広美	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時00分 開会)

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員数は8名です。全員出席でありますので、令和4年第3回定例輪之内町議会第1日目は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（田中政治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定により議長において、4番 浅野重行君、6番 上野賢二君を指名します。

---

○議長（田中政治君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から9月16日までの11日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から9月16日までの11日間と決定をいたしました。

---

○議長（田中政治君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定により、監査委員から令和3年度5月分、令和4年度5月分、6月分、7月分に関する出納検査結果報告がありました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、町長から令和3年度健全化判断比率等の報告がありました。

令和3年度決算審査意見書は、お手元に配付のとおりです。

本日は代表監査委員に出席をいただいておりますので、御報告をお願いいたします。

代表監査委員 野々垣昌司君。

○代表監査委員（野々垣昌司君）

おはようございます。

御指名をいただきましたので、監査の結果について御報告させていただきます。

令和3年度の輪之内町一般会計並びに各特別会計の決算及び各基金の運用状況の審査

を高橋愛子監査委員とともに厳正かつ公平に実施しましたので、監査委員を代表してお手元の決算審査意見書により申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、令和3年度の各会計歳入歳出決算及び証書類並びに同法第241条第5項の規定により、各基金の運用状況を示す書類について審査いたしました。

審査の対象とした会計は、一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、児童発達支援事業特別会計、特定環境保全公共下水道事業特別会計の5つの会計並びに各基金の運用状況について審査の対象といたしました。

審査の実施日は、令和4年7月14日から15日の2日間にわたり実施いたしました。

審査に当たりましては、予算が適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、決算書、附属書類などに基づきながら、併せて関係職員の説明を聴取する形で実施しました。

審査の結果を申し上げます。

審査に付された一般会計、各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、その内容を審査した結果、決算計数は誤りのないものと認められ、会計経理は完全でありました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係帳簿及び証書類と合致しており、誤りのないものと認められました。

決算の概要と基金の運用状況、審査の意見については、この意見書に記載したとおりであります。

最後になりますが、意見書に記載しております、補助金等の交付について申し上げます。

補助金等の交付状況を見ますと、長年にわたって交付が継続している補助金等があります。こうした長年にわたる補助金等の交付は、補助事業者などにとっては既得権化が進み、補助金等に対する依存度が強まることにより、事業運営努力が損なわれるといったことも考えられます。

つきましては、補助金等の交付に当たっては、一定の補助期間を設定し、期間満了時には改めて必要性などを検証できる制度を設けることが必要ではないかと考えます。

今後の財政状況は、さらに厳しい状況が続くものと思っておりますので、将来に向け、補助制度の在り方等について検討する必要があるものと考えます。

以上のとおり、令和3年度の決算審査の結果を申し述べましたが、私ども監査委員は、今後とも町政の公正かつ効率的な運営のため、その使命を全力で果たしてまいりますので、議会並びに町執行部の皆様方の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染は、いまだに終息が見られず、より一層困難な対応

が求められるほか、財政状況も厳しい状況が続きますので、限られた財源の効率的な活用に一層努められ、真に住民に必要な、安全で安心な住みやすいまちづくりを進められますよう期待しております。

以上、報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（田中政治君）

ありがとうございました。

野々垣昌司代表監査委員には御退場いただきたいと思えます。

（代表監査委員 野々垣昌司君退場）

○議長（田中政治君）

以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長（田中政治君）

日程第4、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（田中政治君）

日程第5、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和4年第3回輪之内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御多用の中、御出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

さて、御案内のように、コロナウイルス感染症第7波が止まらない状況です。

県の統計数値では、8月21日から27日の週においては、対先週比が2か月ぶりに減少に転じております。ただ、依然高水準となっており、決して予断を許す状況にはございません。

また、8月以降、学校が順次夏休みから再開されたこともありますので、さらなる感染が懸念をされております。

中でも、医療の逼迫というのは非常に危険な深刻な状況であります。岐阜県においても、8月中の救急搬送困難事例というのが122件ほど発生をしておるようでございます。

また、現在、全数把握、新聞報道等で御案内のとおり、全ての陽性者に係る発生届の提出という意味ではありますが、これが医療現場の負担軽減ということで議論となっております。国においては、いまだ統一した方向性を示すに至っていないというのが状況であります。

御案内のように、全数把握が医療現場の逼迫の一因となっているとして、その方法について、発生届の対象を高年齢者らリスクの高い人に限定して、簡略化する新たな仕組みが9月2日から宮城県ほか3県で始まったところでもあります。

また、岐阜県では、全数把握を継続いたしますけれども、陽性者の8割を占める65歳未満で重症化リスクの低い患者の発生届の入力項目を半減することを決めて、この3日から運用をしておるところでございます。

このような感染状況と医療現場の逼迫の状況下、岐阜県では、9月4日までとしておりました「岐阜県B A. 5対策強化宣言」を今月末まで延長することを決めました。

この延長決定を受け、当町でもその状況並びに対策を様々な広報媒体を通じて町民の皆様にお知らせをしているところでもあります。

当町における発生の状況であります、9月5日現在で1,272人という感染者を数えております。

今までのとおり、基本的な感染対策はもちろん、行動規制はかかっておりませんが、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を回避するなどの対策が必要となります。

感染症対策を適切に講じつつ、社会経済活動をしっかりと進めていくことが大切です。

町民の方々におかれましても、個々の難しい判断になると思いますが、社会経済活動を進めるため、また様々な地域活動を再開させるためにも、いま一度、様々な知恵を出し合う時期が到来しているのではないかと、そんなふうに考えております。

また、国政に目を向けますと、世界平和統一家庭連合は、これは旧統一教会という名称であります、それとの政治の関わり、そして安倍元首相の国葬をめぐる、その法的根拠や外交的成果などについて野党側から説明を求める声が高まり、国会閉会中審議が行われる予定で、混乱している状況であることは周知のとおりであります。

一方、9月2日には、円安の流れが再び加速しております。円相場は、一時1ドル140円台ということで、24年ぶりと言われております歴史的な安値をつけております。

御案内のとおり、円安による輸入コストの急上昇は、国内物価の激しい高騰をもたらしており、帝国データバンクによると、年内に値上げを実施したか、もしくは値上げを予定する食品というのは、8月末時点で2万品目を上回っており、10月は年内最多の値上げとなるという見方もあり、大半の国民が物価高騰の強い打撃を受けていると、そんな状況であります。

しかし、残念ながら、政府、日銀は、今のところ有効な手だてを打っていないと、そんなのが現状であろうかと思えます。

興味深いのは、9月1日に財務省が公表した法人企業統計では、企業の内部留保が前年度比6.6%増ということで、初めて500兆円を突破したというデータがあります。

しかし、この内容を詳しく分析いたしますと、大企業は内部留保を増やしておりますけれども、中小零細企業は減っているというのが統計から見えてくる現実の姿であります。

また、厚労省が8月末にまとめた毎月勤労統計調査では、実質賃金は3か月連続のマイナスとなっております。このままでは国民の日々の暮らしが破壊されかねない状況下にあります。

企業側においては、この状況において、それぞれに経営的戦略があろうかと考えておりますが、ここは速やかに政府と経済界が協力体制を構築し、暮らしを守るべく賃上げ等の政策を講ずる段階に来ているのではないかというふうに考えております。

いずれにせよ、先行き不透明な状況ではありますが、私ども地方自治を守る立場の者として、コロナ感染症、円安による物価高騰などの難局を乗り切るため、不断の努力と的確な判断が求められていると思います。このことをいま一度肝に銘じ、各種施策の推進に努力をしてみたいと思います。

それでは、本日提出させていただきます議案について御説明をいたします。

提出議案の内訳は、人事案件2件、補正予算4件、決算認定関係5件、条例改正1件の合計12件でございます。

それでは、議案の概要を順次御説明申し上げます。

人事案件である、議第31号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることにつきましては、委員3名のうち1名が令和4年9月30日で任期満了になることから、地方税法第423条第3項の規定により、委員の選任につき議会の同意を求めるものであります。

次に、同じく人事案件である、議第32号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、輪之内町教育委員会委員4名のうち1名が令和4年9月30日に任期満了になるため、委員の選任につき同意を求めるものであります。

続きまして、議第33号 令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,348万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億3,328万1,000円としようとするものであります。

補正予算の主な内容は、2点でございます。後ほど担当課長から詳細な説明をさせますが、私からはその主な補正要因について御説明を申し上げます。

1つは、御案内のように、原油価格の高騰及び円安により、公共施設の光熱水費、主に電気代や燃料費が現計予算では年度末までに不足することが見込まれることから増額補正をするものです。

また、もう一つは、海外情勢の不安定に起因する物価高騰により、学校給食の賄い材

料費も現計予算では不足することが見込まれることから、不足見込額を増額補正するものであります。

なお、この学校給食賄い材料費の増額補正については、保護者の皆様に新たな負担を求めるものではございません。

これらの要因に起因する補正額の小計は2,496万6,000円となっており、今補正額の73.2%を占めております。

なお、財源といたしましては、県補助金をはじめ、歳入歳出を調整すべく普通交付税を計上しておるところであります。

次に、議第34号 令和4年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ676万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,176万9,000円と定めるものであります。

今回の補正予算は、令和3年度県普通交付金返還金確定及び退職被保険者等納付金精算額確定による償還金の増額補正を行うものと、未就学児均等割保険料負担金に関する業務を国保情報データベースシステムで対応するためのシステム改修費を計上したものととなっております。

なお、財源といたしましては、繰越金を充当すべく計上しております。

続いて、議第35号 令和4年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、歳出予算内における科目の振替を行うもので、電気料金高騰に伴う電気料金不足見込額を契約済みの設計委託料を減額することで相殺をした形になっております。

続いて、議第36号 令和4年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）についても、電気料金高騰に伴う電気料金不足見込額の増額補正を行うものでございます。

以上が補正予算の主な内容であります。

続きまして、令和3年度の一般会計、特別会計の決算認定につきまして順次御説明をいたします。

まず初めに、議第37号 令和3年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

令和3年度輪之内町一般会計の決算額は、歳入総額48億5,913万1,000円、歳出総額46億2,408万円となり、歳入歳出の差引き額は2億3,505万1,000円となりました。

歳入の32%を占める町税では、全体で対前年度4,867万3,000円の減となりました。

税目別では、新型コロナの影響による令和2年分所得の減により、個人町民税が175万9,000円の減、中小事業者等に対する軽減措置により、固定資産税が5,128万円の減となりました。

その他の税目は増となり、法人町民税は198万5,000円の増、軽自動車税は1,011万4,000円の増、町たばこ税は136万6,000円の増となりました。

また、税等交付金については、地域デジタル社会推進費の創設等による地方交付税の増や、地方税等の臨時的軽減に係る減収補填をするために交付される地方特例交付金の増、これらにより、全体では対前年度3億268万2,000円の増となりました。

また、国庫支出金については、特別定額給付金事業に対する補助金の皆減により、対前年度8億6,316万6,000円の減となっております。

町債については臨時財政対策債の発行のみとなり、対前年度1億3,140万円の減となりました。

一方、歳出では、財源確保が困難な状況下において抑制型予算を基本としつつも、安易な事業の見送りをすることなく、優先度、緊急度を重視した事業を展開し、歳出総額では、対前年度8億6,238万円の減となりました。

主な要因として、民生費では、住民税非課税世帯や子育て世帯への臨時特別給付金などの支出により、対前年度1億8,536万1,000円の増となっております。

また、総務費では、特別定額給付金事業の完了により、対前年度7億9,738万1,000円の減となりました。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチンの集団接種を開始するなど、対前年度5,498万9,000円の増となっております。

次に、土木費では、道路・水路整備工事の施工のほか、「都市計画マスタープラン」を策定するなど、対前年度2,613万4,000円の増となりました。

次に、消防費では、防災行政無線同報系のデジタル化整備工事の完了により、対前年度3億2,568万1,000円の減となっております。

以上で、令和3年度の一般会計歳入歳出決算の概要を申し上げましたが、今後も輪之内町の健全財政の礎を堅持しつつ、住民の方々の生活環境向上の実現に向けて努力をしてまいります。

続いて、議第38号 令和3年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明をいたします。

決算額は、歳入総額9億5,024万円、歳出総額9億1,840万円となり、差引き額は3,184万円となりました。

令和3年度における平均加入者は、対前年度12人減の1,830人で、1人当たり医療費は、対前年度11%増の35万2,000円となっております。

御案内のように、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、安定的財政運営の中心としての役割が今後も期待をされているところでありますが、構成自治体として、町民の皆様の健康増進と疾病予防、特定健康診査等により医療費の抑制を図り、事業の安定運営に寄与してまいります。

次に、議第39号 令和3年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明をいたします。

後期高齢者医療制度は、県内の全市町村が加入する広域連合が運営し、対象者は75歳以上を基本としつつ、一定の障がいのある方は65歳以上の方が加入可能となっております。

広域連合では、加入者の資格管理、保険料の賦課及び医療給付などを行い、市町村では、住民の利便性確保のため、申請書の受付等の窓口業務や保険料の徴収業務を行っているところであります。

令和3年度の決算額は、歳入総額が1億457万9,000円、歳出総額が1億207万7,000円となり、差引き額は250万2,000円となっております。

また、生活習慣病を早期に発見することを目的にぎふ・すこやか健診を行い、484人の方が個別健康診査を受診いたしました。その受診率は、県内4位の42.9%でございました。ちなみに、県内平均は24.2%となっております。

続いて、議第40号 令和3年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

当町では、児童福祉法に基づく児童発達支援施設として、輪之内町発達支援教室そらを運営しております。

令和3年度の決算額は、歳入総額は1,964万2,000円、歳出総額は1,964万2,000円で、差引きゼロ円となりました。

発達支援教室そらでは、心身の発達について支援を必要とする就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を親子通園により提供しております。

次に、議第41号 令和3年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明いたします。

令和3年度は、大藪地区（楡俣新田・楡俣）と福東地区（里・南波・福東）の面整備及び幹線管渠の整備を行いました。

この結果、整備面積は366ヘクタール、処理区域人口8,017人となり、全体計画に対する下水道整備率は88.8%となっております。

決算額は、歳入総額5億5,936万8,000円、歳出総額は5億4,786万4,000円で、差引き額は1,150万4,000円でした。

以上で、令和3年度の各会計別の歳入歳出決算の概要説明を終わります。

最後に、条例関係の提案理由を御説明させていただきます。

議第42号 輪之内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、令和4年10月1日施行の育児休業法の改正に伴い、合わせる形で育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等について改正をしようとするものであります。

議案の説明につきましては以上でございます。御審議の上、適切なる御議決を賜りま

すようお願いを申し上げます。

---

○議長（田中政治君）

日程第6、議第31号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、お手元の議案書1ページをお願いいたします。

議第31号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて。輪之内町固定資産評価審査委員会の委員中1名が任期を満了するので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、下記の者を選任したいので議会の同意を求める。令和4年9月6日提出、輪之内町長でございます。

御案内のとおり、固定資産の課税台帳に登録されました価格に関する不服を審査するために各市町村に固定資産評価審査委員会を設置することが地方税法で規定されております。

輪之内町の固定資産評価審査委員会の委員さんは3名でございますが、そのうち1名の方が令和4年9月30日で任期満了となるため、今回、選任すべく議会の同意を求めるものでございます。

固定資産評価審査委員会の委員となる資格につきましては、輪之内町の住民であるか、輪之内町の町税の納税義務者であるか、また固定資産の評価について学識経験を有している者、それらの方から選任するという規定になっております。

そこで、今回選任をしようとする方でございますが、住所においては輪之内町大藪1208番地、氏名が吉田哲生氏、生年月日が昭和26年8月29日生まれ、任期は令和4年10月1日から令和7年9月30日まででございます。

吉田哲生氏につきましては、平成28年10月1日から同職に着任いただいておりますが、今回、引き続きお願いしようとするものでございます。同氏は、資格要件である輪之内町の住民であり、納税義務者でもあります。また、これまでに町政の各種施策について携わってこられまして、その持ち合わせる見識も高いことから適任者であると判断をしております。

以上でございます。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（田中政治君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

固定資産の仕事というのは不服審査に対してどういうふうにするのかということが仕事だと思っただけですけども、去年は何件ぐらいあったんですか、不服審査をお願いしたのは、誰かが。

○議長（田中政治君）

総務課長。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

昨年度はございません。以上です。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑はございませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

これから議第31号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第31号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第31号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

---

○議長（田中政治君）

日程第7、議第32号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

教育課長から議案説明を求めます。

野村みどり君。

○教育課長（野村みどり君）

それでは、議第32号について説明をさせていただきます。

議案書の2ページをお願いいたします。

議第32号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。輪之内町教育委員会の委員中、1名が令和4年9月30日をもって任期満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、下記の者を任命したいので、議会の同意を求める。令和4年9月6日提出、輪之内町長でございます。

委員の方の住所は、輪之内町里738番地、氏名、金森京子氏、生年月日、昭和34年4月24日生まれでございます。任期は、令和4年10月1日から令和8年9月30日まででございます。

経歴を申し上げます。金森京子氏は、私立名古屋女子大学文学部児童教育児童学科を卒業後、三重大学学生課事務を経て、三重県桑名市立日進小学校に勤務されました。その後、三重県の多度中小学校、多度南小学校、多度北小学校、大山田北小学校、小学校の教員として27年間勤務されました。長年の教職勤務、教育等に携わられた経験や幅広い知識を生かし、女性委員及び保護者として教育への提言をいただけるものと思っております。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議第32号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第32号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第32号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

#### ○議長（田中政治君）

日程第8、議第33号 令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

菱田靖雄君。

#### ○経営戦略課長（菱田靖雄君）

それでは、議第33号について御説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお願いいたします。

議第33号 令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）。令和4年度輪之内町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,348万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億3,328万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年9月6日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の4ページから6ページまでは、今回の補正予算額を款項の区分で集計をした第1表 歳入歳出予算補正でございます。

それでは、詳細につきましては、一般会計補正予算（第2号）の事項別明細書により御説明をさせていただきますが、今回の補正予算（第2号）の主な内容は、2点です。

1つは、役場庁舎、その他施設の光熱水費、電気代ですけれども、燃料費について、原油価格の高騰及び円安による不足見込額を追加するもの、2つ目は、学校給食の賄い材料費について、物価高騰による不足見込額を追加し、それを公費負担しようとするものでございます。

それでは、歳出予算から御説明をいたしますので、事項別明細書の7ページをお願いします。

款2. 項1. 目2. 人事管理費の54万6,000円は、教育長の交代により特別職共済組合負担金の不足見込額を追加するものでございます。これは対象者の年齢により被保険者区分と掛金が変わることを理由とするもので、具体的には、前教育長は75歳以上の後期高齢者に該当しておりましたが、現教育長は70歳以下の組合員に該当することにより、厚生年金保険料、介護保険料などの掛金が増えたものでございます。

その下、目5. 財産管理費の186万円につきましては、庁舎及び町民センターの電気代

の不足見込額を追加するものです。

次に、目8. 生活安全対策費の147万7,000円のうち、節10. 需用費の消耗品費 6万6,000円は、交通安全の横断幕を購入するもの、光熱水費の91万1,000円は、交通安全施設、街路灯及び防犯灯の電気代を追加するものです。節18. 負担金、補助及び交付金の50万円は、私設防犯カメラの設置に対する補助金申請が数多く提出されている状況を踏まえまして追加をお願いするものでございます。10万円の5件分です。

目11. 企画費の1万円は、河川監視カメラの電気代を追加するものです。

8ページをお願いします。款3. 項1. 目3. 福祉医療費の73万円は、福祉医療費助成事業に対する県補助金の精算による返還金でございます。

9ページをお願いします。款3. 項2. 目3. ふれあいセンター管理費の64万5,000円は、ふれあいセンターと趣味の家の電気代とガス代を追加するものでございます。

その下、目4. 介護保険費の24万2,000円は、安八郡広域連合負担金の内訳になりますけれども、低所得者保険料軽減分と包括的支援及び任意事業分の精算の結果、追加納付となったものでございます。

10ページをお願いします。款3. 項3. 目4. 児童福祉施設費の541万2,000円のうち、節10. 需用費の317万4,000円は、こども園の電気代とガス代を追加するもの、節17. 備品購入費の223万8,000円は、給食の食材を保存している縦型冷凍冷蔵庫を3園ともに更新をするものでございます。経年劣化が著しいことを理由とするものでございます。

11ページをお願いします。款4. 項1. 目1. 保健衛生総務費の171万円のうち、節10. 需用費の136万円は、保健福祉センターの電気代とガス代を追加するもの、節22. 償還金、利子及び割引料の35万円は、未熟児養育医療費に対する国と県の負担金の精算による返還金でございます。

12ページをお願いします。款4. 項2. 目2. 美化推進費の50万円は、エコドームの電気代を追加するものでございます。

13ページをお願いします。款5. 項1. 目2. 農業総務費の91万5,000円は、中将姫公園北側、アジサイが植栽してある輪中堤ののり面にある階段に間伐材を利用した手すりを設置しようとするものでございます。

その下、目3. 農業振興費の139万2,000円のうち、節10. 需用費の消耗品費39万2,000円は、御膳米黒豆ごはん、黒豆入飴の販売が好調なことを踏まえまして仕入れの追加をお願いするものでございます。節18. 負担金、補助及び交付金の100万円は、新たに就農した新規就農者、かつその新規就農者が認定農業者や担い手リーダーになることについて強い意欲がある方を支援しようとするものでございます。該当者は1名です。

14ページをお願いします。款6. 項1. 目3. 観光推進費の56万3,000円のうち、節10. 需用費の消耗品費51万3,000円は、徳川将軍家御膳米せんべいの仕入れの追加をお願いするものでございます。印刷製本費の5万円は、御膳米せんべいの仕入れの追加に伴い、そ

の包装紙と説明書きを増刷するものでございます。

15ページをお願いします。款7. 項3. 目1. 河川総務費の13万2,000円は、塩喰川西の排水ポンプ、乙姫さん近くの大樽川水門ゲート、本戸の中将姫公園の電気代を追加するものでございます。

16ページをお願いします。款8. 項1. 目2. 消防施設費の39万5,000円のうち、節10. 需用費の光熱水費6万3,000円は、消防車庫の電気代を追加するもの、修繕料の33万2,000円は、年度当初からの修繕箇所が多く、予算が僅かとなりましたので、今後の不測の修繕に備えるため追加をお願いするものでございます。

その下、目3. 防災費の3万4,000円と目5. 防災センター管理費の48万8,000円は、それぞれ防災無線屋外拡声子局とコミュニティ防災センターの電気代を追加するものでございます。

17ページをお願いします。款9. 項1. 目2. 事務局費の111万2,000円は、育児休業を取得した職員の代替職員として会計年度任用職員を雇用いたしましたので、その人件費を計上したものでございます。1名分です。

その下、目3. プラネットプラザ管理費の437万5,000円は、文化会館、図書館、野球場などの電気代を追加するものでございます。

18ページをお願いします。款9. 項2. 目1. 小学校管理費の449万7,000円と19ページの款9. 項3. 目1. 中学校管理費の241万円は、3小学校と中学校の電気代を追加するものでございます。

20ページをお願いします。款9. 項6. 目2. 体育施設費の45万円は、テニスコートや輪之内体育センターなどの社会体育施設の電気代を追加するものです。

その下、目3. 学校給食費の358万9,000円のうち、節10. 需用費の光熱水費113万2,000円は、給食センターの電気代を追加するもの、燃料費の115万9,000円は、ボイラーに使用する重油代を追加するものでございます。賄材料費の129万8,000円につきましては、物価高騰による材料費の不足見込額を追加するものでございます。なお、この増分につきましては、保護者に負担を求めるのではなく、公費負担しようとするものでございます。

続いて、歳入の御説明をいたします。戻りまして、4ページをお願いします。

款15. 項2. 目4. 農林水産業費県補助金の50万円は、先ほど歳出にありました、ぎふ農業経営者育成発展支援事業補助金の財源として県から2分の1の補助金を受け入れるものでございます。

5ページをお願いします。款18. 項1. 目2. その他特定目的基金繰入金の91万5,000円は、輪中堤手すり設置工事の財源として取り崩すものでございます。

6ページをお願いします。款20. 項5. 目5. 雑入の300万7,000円のうち、節6. 福祉雑入の211万7,000円は、安八郡広域連合負担金の内訳になりますけれども、介護給付分と介

護予防事業分の精算の結果、返還を受けるもの、節8. 産業雑入の89万円は、御膳米黒豆ごはん、黒豆入飴、御膳米せんべいの販売代金でございます。

また、戻って申し訳ございません、3ページをお願いします。款10. 地方交付税の2,906万2,000円は、歳入予算を調整するため、普通交付税を計上したものでございます。

以上で御説明を終わります。御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第33号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第33号 令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

○議長（田中政治君）

日程第9、議第34号 令和4年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

住民課長から議案説明を求めます。

中島良重君。

○調整監（住民・福祉）兼住民課長（中島良重君）

それでは、議第34号について御説明申し上げます。

議案書の7ページをお願いいたします。

議第34号 令和4年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。令和4年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ676万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,176万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年9月6日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

8ページ、9ページにつきましては、歳入歳出をそれぞれを款項別に示したものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。

国民健康保険事業特別会計補正予算の事項別明細書、4ページをお願いいたします。

款1. 項2. 目1. 賦課徴収費、節12. 委託料の国民健康保険システム改修委託料は16万5,000円の増額です。内容については、未就学児等均等割保険料負担金に関する業務を保険情報データベースシステムで対応するためのシステム改修費です。

5ページをお願いします。款6. 項1. 目3. 償還金は660万4,000円の増額です。内訳としては、102. 県支出金等精算返納金の653万5,000円は、令和3年度保険給付費等交付金の返還額確定により増額補正するものです。103. 退職被保険者等納付金精算分6万9,000円は、令和2年度の納付金が確定したことにより追加額を増額補正するものでございます。

続きまして、歳入の部、3ページを御覧ください。

款6. 項1. 目1. 繰越金の676万9,000円の増額につきましては、令和3年度繰越金の留保額から先ほど歳出で申し上げましたシステム改修費及び県への返還金等の不足額の財源として充当するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

**○議長（田中政治君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（田中政治君）**

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第34号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（田中政治君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第34号 令和4年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

**○議長（田中政治君）**

日程第10、議第35号 令和4年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

建設課長から議案説明を求めます。

大橋勝弘君。

○建設課長（大橋勝弘君）

それでは、議案書の10ページをお願いいたします。

議第35号 令和4年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。令和4年度輪之内町の特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年9月6日提出、輪之内町長でございます。

続きまして、お手元に配付してございます事項別明細書により説明を申し上げます。

歳出の部のほうの2ページをお願いいたします。

款1. 公共下水道費、項1. 特定環境保全公共下水道費、目1. 特定環境保全公共下水道建設費、節12. 委託料の325万円の減額につきましては、工事に伴う実施設計業務委託料の請負差金による減額でございます。

款1. 公共下水道費、項1. 特定環境保全公共下水道費、目2. 浄化センター管理費、節10. 需用費の光熱水費325万円の増額につきましては、電気料金高騰に伴う不足見込額の増額によるものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第35号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第35号 令和4年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田中政治君）

日程第11、議第36号 令和4年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

建設課長から議案説明を求めます。

大橋勝弘君。

○建設課長（大橋勝弘君）

議案書の12ページをお願いいたします。

議第36号 令和4年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）。

総則、第1条、令和4年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的支出の補正、第2条、令和4年度輪之内町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款水道事業費、第1項営業費用の既決予定額を592万3,000円増額し、収益的支出の総額を1億1,301万1,000円と定める。令和4年9月6日提出、輪之内町長でございます。

続きまして、輪之内町水道事業会計補正予算明細書、こちらのほうの最終ページの6ページをお願いいたします。

収益的支出の補正につきましては、電気料金高騰に伴う電気料金不足見込額を補正するため、第1款水道事業費、第1項営業費用、目1.原水及び浄水費の動力費のうち、電気使用量を592万3,000円増額補正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第36号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第36号 令和4年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

暫時休憩します。

（午前10時00分 休憩）

（午前10時15分 再開）

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（田中政治君）

日程第12、議第37号 令和3年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第16、議第41号 令和3年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題といたします。

会計管理者に説明を求めます。

田内満昭君。

○会計管理者兼税務課長兼会計室長（田内満昭君）

それでは、議案書14ページの議第37号から議第41号までを別冊の令和3年度輪之内町歳入歳出決算書に基づき、順次御説明させていただきます。

なお、議案の提出に当たり、地方自治法第233条第2項の規定に基づき監査委員に依頼した決算審査の結果につきましては、本日、監査委員から御報告いただいた決算審査意見書のとおりでございます。

また、先ほど町長提案説明において決算の概要を説明させていただきましたので、これよりは朗読説明とさせていただきます。

初めに、決算書の2ページをお開きください。

議第37号 令和3年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度輪之内町一般会計歳入歳出の決算を議会の認定に付する。令和4年9月6日提出、輪之内町長でございます。

次に、3ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額は48億5,913万1,182円、歳出総額は46億2,408万518円、歳入歳出差引額は2億3,505万664円となりました。実質収支額は、翌年度へ繰り越すべき財源の(2)繰越明許費繰越額361万7,000円を差し引いた2億3,143万3,664円です。

次の4ページからは款項の区分ごとの決算書です。

歳入については、収入未済額は調定額から収入済額及び不納欠損額を差し引いた額です。

11ページを御覧ください。款1. 町税から款21. 町債までの収入済額合計は48億5,913万1,182円です。予算現額との比較では、予算より収入済額が5,719万4,058円上回りました。

た。予算に対する収入率は101.2%です。

次の12ページからは歳出です。

不用額は、予算現額から支出済額及び翌年度繰越額を差し引いた額となっております。

14ページを御覧ください。款1. 議会費から款11. 予備費までの支出済額合計は46億2,408万518円です。予算現額との比較では、1億7,785万6,606円の予算残となりました。予算に対する執行率は96.3%でした。

次の16ページから45ページまでは歳入の事項別明細書、続く46ページから165ページまでが歳出の事項別明細書となっております。

なお、備考欄には各科目の決算額や目ごとに担当課名を記載しております。

次に、色紙の仕切り紙を目印に168ページをお開きください。

議第38号 令和3年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出の決算を議会の認定に付する。令和4年9月6日提出、輪之内町長でございます。

次に、169ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額は9億5,024万155円、歳出総額は9億1,839万9,922円、歳入歳出差引額は3,184万233円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支額は歳入歳出差引額と同額です。

次の170ページからは款項の区分ごとの決算書です。

歳入について、款1. 国民健康保険税から款8. 諸収入までの収入済額合計は9億5,024万155円です。予算現額との比較では、272万845円の収入不足となりました。予算に対する収入率は99.7%です。

次の172ページの歳出について、款1. 総務費から款7. 予備費までの支出済額は、合計で9億1,839万9,922円です。予算現額との比較では、3,456万1,078円の予算残となりました。予算に対する執行率は96.4%です。

次の174ページから179ページまでは歳入の事項別明細書、続く180ページから189ページまでが歳出の事項別明細書となります。

なお、特別会計の備考欄にも科目ごとの決算額を記載しておりますので、それぞれ御参照ください。

続いて、192ページをお開きください。

議第39号 令和3年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算を議会の認定に付する。令和4年9月6日提出、輪之内町長でございます。

次に、193ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額は1億457万8,724円、歳出総額は1億207万7,024円、歳入歳出差引額は250万1,700円となりました。実質収支額も歳入歳出差引額と同額です。

次の194ページからは款項の区分ごとの決算書でございます。

歳入について、款1.後期高齢者医療保険料から款6.諸収入までの収入済額合計は1億457万8,724円です。予算現額との比較では、118万4,276円の収入不足となりました。予算に対する収入率は98.9%です。

次の196ページの歳出について、款1.総務費から款5.予備費までの支出済額合計は1億207万7,024円です。予算現額との比較では、368万5,976円の予算残となりました。予算に対する執行率は96.5%です。

続く198ページから201ページまでは歳入の事項別明細書、202ページから205ページまでが歳出の事項別明細書となります。

次に、208ページをお開きください。

議第40号 令和3年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出の決算を議会の認定に付する。令和4年9月6日提出、輪之内町長でございます。

次に、209ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額は1,964万2,377円、歳出総額は1,964万2,377円、歳入歳出差引額はゼロ円となりました。

次の210ページからは款項の区分ごとの決算書です。

歳入について、款1.障害児給付費から款6.諸収入までの収入済額合計は1,964万2,377円です。予算現額との比較では、114万623円の収入不足となりました。予算に対する収入率は94.5%です。

次の212ページの歳出について、款1.総務費から款3.予備費までの支出済額合計は1,964万2,377円です。予算現額との比較では、114万623円の予算残となりました。予算に対する執行率は94.5%です。

次の214ページは、歳入の事項別明細書です。

続く216ページが歳出の事項別明細書となります。

続いて、220ページをお開きください。

議第41号 令和3年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出の決算を議会の認定に付する。令和4年9月6日提出、輪之内町長でございます。

次に、221ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額は5億5,936万8,877円、歳出総額は5億4,786万4,520円、歳入歳出差引額は

1,150万4,357円となりました。実質収支額も歳入歳出差引額と同額です。

次の222ページからは款項の区分ごとの決算書です。

歳入について、款1.分担金及び負担金から款8.町債までの収入済額合計は5億5,936万8,877円です。予算現額との比較では、863万1,123円の収入不足となりました。予算に対する収入率は98.5%です。

次の224ページの歳出について、款1.公共下水道費から款3.予備費までの支出済額合計は5億4,786万4,520円です。予算現額との比較では、2,013万5,480円の予算残となりました。予算に対する執行率は96.5%です。

次の226ページから229ページまでは歳入の事項別明細書、230ページから最終の235ページまでが歳出の事項別明細書となります。

説明は以上となりますが、地方自治法第233条第5項の規定に基づき、主要な施策の成果等を説明する書類として、令和3年度輪之内町歳入歳出決算説明書を併せて別冊で提出しております。こちらも御参照いただき、議第37号から議第41号までの各会計の決算について御審議を賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（田中政治君）

これより一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第37号から議第41号までについては、7人の委員で構成する令和3年度決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第37号から議第41号までについては、7人の委員で構成する令和3年度決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

暫時休憩します。

（午前10時30分 休憩）

（午前10時31分 再開）

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま設置されました令和3年度決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、令和3年度決算特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

令和3年度決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

(午前10時32分 休憩)

(午前10時32分 再開)

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

令和3年度決算特別委員会の委員長及び副委員長を報告します。

委員長は、林日出雄君、副委員長は、大橋慶裕君です。

これで報告を終わります。

---

○議長（田中政治君）

日程第17、議第42号 輪之内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、議第42号について説明させていただきます。

議案書15ページをお願いいたします。

議第42号 輪之内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和4年9月6日提出、輪之内町長でございます。

今回の改正の背景については、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備を図るというもので、令和4年10月1日施行予定の育児休業法の改正に伴いまして、非常勤職員、当町では会計年度任用職員のことを示しますが、において育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等について改正をさせていただきたいとするものでございます。

改正のポイントは、大きく分類すると2つになります。

まず、1点目は育児休業についてでございます。

育児休業とは、御案内のとおり、育児・介護休業法に定められた両立支援制度で、子が1歳、一定の場合は2歳というのがありますが、に達するまで申出により育児休業の取得が可能となる制度でございます。

今回の改正については、先ほども申し上げましたが、当町では会計年度任用職員が対象となっているもので、その取得できる条件については変更がありませんが、確認の意味で説明申し上げます。

まず、勤務日が週3日以上、または年121日以上で、子が1歳6か月になる日までに任期が満了すること及び特定官職に引き続いて採用されないことが明らかでない者、つまり子が1歳6か月になるまで、引き続いて勤務できる者が対象ということになります。

具体的な改正点といたしましては、子の1歳の誕生日の前日まで、原則2回取得可能となるということでございます。現行は、原則1回でございます。そして、請求期限が原則休業開始希望日の1か月前までに請求と、これは変更ございません。

次に、通称「産後パパ育休」と言いますが、具体的な期間としては、この出生日から57日間以内にする育児休業ですが、この取得要件が緩和されまして、請求期限が2週間前まで、現行は1か月前までが短縮されるというものでございます。この産後パパ育休を取得できる条件については、勤務日が週3日以上、または年121日以上の勤務、子の出生から57日目より6月を経過する日までに任期が満了すること及び特定官職に引き続き採用されないことが明らかでない者、つまり現行は、子が1歳6か月になるまで引き続き勤務できる者が対象ということになっておりますが、取得できる期間が8か月に短縮となりますので、より取得しやすい環境を整備するものとなります。

それで、取得回数としては、先ほどの育児休業とは別に産後パパ育休と言われているもの、子の出生日から57日間以内、その育児休業については2回、現行は1回でございますが、取得可能となります。それで、請求期限が、これも現行は1か月前に請求するというふうになっておりますが、これが2週間前まで短縮されて、より取得しやすい環境を整備するというところでございます。

また、子が1歳以降の育児休業については、夫婦交代での取得や、特別な事情がある場合の柔軟な取得が可能となるということでございます。具体的には、配偶者が1歳6か月の子を養育するための育児休業をしている場合は、その育児休業の末日の翌日以降の日を育児休業の初日とするということが可能となります。

次に、ポイントの2点目は、育児参加のための休暇の改正でございます。

この育児参加のための休暇の対象は男性職員でございまして、妻が出産する場合に、出産に関わる子、または小学校就学前の子を養育するための休暇をいいます。改正されるのは、対象期間が出産の日以後1年を経過する日までに拡大されるもので、具体的には、妻の出産予定の6週間前から出産の日以後1年を経過する日までの期間において、

5日の範囲内で休暇を使用できるというものでございます。

以上が改正の概要でございます。

それでは、改正内容について、別添の新旧対照表で説明をさせていただきます。

新旧対照表1ページをお願いいたします。

第2条第1項第3号では、対象となる職員の育児休業の規定を改正するもので、子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和を図るもので、現行の（ア）において、第2条の4の規定に該当する場合がありますが、これは会計年度任用職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日を初日として、最大2歳に育児休業をしようとする場合をいいます。

それに加えて、当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、ここでいう第3条の2に規定する期間内というのは新旧対照表の7ページを見てもらうと分かりますが、子の出生から57日間をいいます。つまり、会計年度任用職員の子が1歳6か月の翌日から6か月で2歳になるまでの部分は変わりませんが、子の出生から57日間以内の育児休業が2回取得できる旨を改正するものでございます。これが先ほども概要で申し上げました産後パパ育休の取得回数の緩和を示しております。

続いて、イについては、題目を設定し、2ページで現行のイを改正案のイの（ア）に移管するとともに、第2条の3第2号に掲げる場合がありますが、つまり配偶者が1歳到達前に育児休業を取得している場合を加えております。

さらに、（イ）では、現行のウを移管させたもので、もともとその任期が決まっている職員は該当しない規定となっておりますが、当該任期が更新され、または任期満了に引き続き採用されることになった職員が引き続き育児休業をしようとするときは該当するという規定であります。

続いて、3ページをお願いいたします。

第2条の3については、育児企業法第2条第1項の条例で定める日について改正しようとするものでございます。ここでは育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日とする要件について、夫婦交代での取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とするために規定を整備するもので、現行の3号を改正案では、その内容を4ページのアに移管したものでございます。

なお、4ページの改正案の2行目の第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合は、1歳6か月の到達日といたしております。この第3条第7号に掲げる事情とは、第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること、また第2条の4の規定に該当することとなっており、内容といたしましては、第2条の3第3号に掲げる場合は1歳6か月までに育児休業を取得しようとする場合、第2条の4、規定に該当する場合は、1歳6か月から2歳に到達する日までの子を養育するため、1歳6か月の翌

日を初日として育児休業をしようとする場合をいいます。この部分の改正は、先ほどの概要で、1歳到達日以降、配偶者と交代で取得が可能となることを示しております。

改正案のイでは、号の細分ずれで、現行のアをイに、5ページでイをウに、それぞれ細分ずれを改正するものでございます。

また、エでは前号に掲げる場合とありますが、これは第2条の3第2号に掲げる場合のことをいまして、内容としては配偶者が1歳到達日以前に育児休業をしている場合のことを示しますが、1歳到達日以後の期間、つまり1歳から1歳6か月の間において育児休業をしたことがない場合は、1歳6か月まで休業をすることができる規定で、より柔軟な取得を可能としようとするものでございます。

次に、第2条の4では、育児休業法第2条第1項の条例で定める場合について改正しようとするもので、育児休業の対象期間の上限を子が2歳に到達する要件について、夫婦交代での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備するもので、改正案では、5ページの現行の第2条の4第1項を6ページに改正案として、第2条の4第1項第1号に関し一部文言の修正を行っておりますが、内容的には同じでございます。

この第1項を1号として加えたことにより、以下、1号が2号に、また2号が3号に、それぞれ繰下げを行っております。

改正案の第4号では、先ほどの5ページのエで定めた日について定義したものでございます。

同じく6ページの下段の育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間については、現行の第2条の5を7ページの下段に第3条の2として移管しております。

次に、その下の第3条関係、育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情について、現行の第5号については再度の育児休業取得に係る特別の事情に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除するものでございます。

次に、第5号を削除したため、以下、第6号、第7号をそれぞれ第5号、第6号に繰り下げるものでございます。

続いて、現行の第8号については、再度の育児休業取得に係る特別の事情に関し、任期を定めて採用された職員について任期の更新等があった場合の規定を整備したものでございます。

最後に、7ページの下2行から8ページにかけては、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情については、8ページにありますように、「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改正するものでございます。

以上が改正内容でございます、議案書にお戻りいただきまして、16ページから19ページは、先ほど申し上げた内容の改め文でございます。

なお、附則として、この条例は令和4年10月1日から施行するものとして、経過措置として、この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条の規定の適用については、なお従前の例によるものとさせていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（田中政治君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

1点だけお尋ねします。

この条例改正は非常勤職員となっておりますが、先ほど輪之内町の場合ですと会計年度任用職員という話でしたけれども、それはどういうふうにして読み替えをすることになるのでしょうか。

この条例改正は非常勤職員となっておりますけれども、輪之内町は非常勤職員というのはいないんでしょう。会計年度任用職員はいるけれども、それはどういうふう読み替えをするんですか。

○議長（田中政治君）

総務課長。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

非常勤職員というのは国が使っておる言葉で、準則ではそういうふうな表現になるんですが、例えば国ですと色々な職種があって、大きなプロジェクトとか、そういうことで特別に任用された職員さんとか、そういった方が多く見えます。いわゆる期限付の任用で、この期間についていろいろなプロジェクトをやってくれとか、そういう任期付の方がお見えになりますが、そういった方を全て含めて非常勤職員、その国においても会計年度任用職員さんはお見えになります。この中で含まれます。

輪之内町に当てはめてみますと、そういった、例えば大きなプロジェクトで期限・任期付の職員というのはいませんので、会計年度任用職員が当町の条例上では該当するということで読み替えをさせていただいております。以上です。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑はございませんか。

(挙手する者なし)

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第42号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第42号 輪之内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

○議長（田中政治君）

お諮りします。

ただいま各常任委員会及び決算特別委員会に付託しました議案については、会議規則第46条第1項の規定により9月15日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第33号から議第42号までについては、9月15日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。各常任委員長及び決算特別委員長は、9月16日に委員長報告をお願いいたします。

---

○議長（田中政治君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

定例会2日目は、9月15日午前9時までに御参集願います。

本日は大変御苦勞さまでした。

(午前10時50分 散会)

令和4年9月6日開会 第3回定例輪之内町議会

第2号会議録 第10日目

令和4年9月15日

○議事日程（第2号）

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1の事件

○出席議員（8名）

1番	大橋慶裕	2番	林日出雄
4番	浅野重行	5番	浅野進
6番	上野賢二	7番	高橋愛子
8番	小寺強	9番	田中政治

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	長屋英人
参事兼 総務課長兼 危機管理課長	荒川浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田内満昭
調整監 (住民・福祉)兼 住民課長	中島良重	教育課長	野村みどり
福祉課長	伊藤早苗	経営戦略課長	菱田靖雄
建設課長	大橋勝弘	産業課長	松井和明
土地改良課長	松岡博樹		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中島広美	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員は8名です。全員出席でありますので、令和4年第3回定例輪之内町議会第2日目は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（田中政治君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

輪之内町議会会議規則第55条の規定により質問は3回までといたします。

2番 林日出雄君。

○2番（林 日出雄君）

皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして始めさせていただきます。

1. 「さくらねこ」TNR活動の推進について。

近年、飼い主のいない猫に対する町への相談、苦情が多く寄せられています。また、一方で、輪中堤防に捨てられた子猫を助けたいという思いで懸命に育てておられる地域の方も見えます。猫には登録制度がなく、室内で飼養することが義務づけられていません。よって、外にいる猫が飼い猫なのか野良猫なのか、外見で判断することが非常に分かりにくいいため、対策が難しくなっているのが現状です。

環境省が発表した統計資料によると、2020年4月1日から2021年3月31日に殺処分された犬・猫は2万3,764頭で、内訳を見ますと、犬4,059頭、猫1万9,705頭と、猫の処分数が犬の約5倍で、6,675頭の成猫と1万3,030頭の子猫が殺処分されており、約6割以上が子猫で、悲しい現実になっています。

猫は繁殖力が非常に高く、生涯で出産できる子猫の数は、約36匹から50匹前後と言われています。「TNR活動」の最大の目的は、これ以上猫を殖やさないように、地域の猫として一代限りの命を全うさせる、そして殺処分ゼロを目指していくことが新しいやり方として進められています。

TはTrap（トラップ）、捕獲すること、NはNeuter（ニューター）、不妊手術のこと、RはReturn（リターン）、猫を元の場所に戻すことです。いざ手術をすると、手術済みの猫だったというケースが頻繁に起こり、目印として耳をV字型にカットする手法が定着し、カットした耳の形が桜の花びらに見えることから、「さくらねこ」と呼ばれるようになりました。しかしながら、ほとんどの方がTNR活動を御存じないかと思っておりますので、これをきっかけに多くの方々に関心を持っていただきたいと思います。

輪之内町では、捕獲器の貸出しは行っていますが、引取りや処分に関しては行っていませんので、猫を捕獲した後の処理は対応できていないのが現状です。

そこで、県内では、本巢市も参加している公益財団法人どうぶつ基金が手術費を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に行政枠として参加をし、町内に暮らす飼い主のいない猫を減らす活動を行う個人やボランティア団体などと連携して、TNR活動を推進する事業を検討してはいかがでしょうか。

また、冒頭でお話をしました輪中堤防やプラネットプラザ周辺に「愛護動物を遺棄・虐待した者は1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する」と看板を設置し、犯罪行為を断固たる姿勢で町として取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか、町長の御見解をお伺いいたします。以上です。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

改めまして、おはようございます。

林議員からは「さくらねこ」TNR活動の推進について御質問をいただきました。お答えをしたいと思います。

まず、動物愛護管理法という法律が制定されておりますけれども、それによりますと、全ての方が動物は命あるものであることを認識し、みだりに動物を虐待することのないようにするのみでなく、人間と動物が共に生きていける社会を目指し、動物の習性をよく知った上で適正に取り扱うように定められております。

また、動物の飼い主等の責任として、動物の種類や習性等に応じて動物の健康と安全を確保するように努め、動物が人の生命等に害を加えたり、迷惑を及ぼすことのないように努めなければならないとされております。

みだりに繁殖することを防止するために不妊去勢手術を行うこと、動物による感染症について正しい知識を持ち、感染症の予防のために必要な注意を払うこと、動物が自分の所有であることを明らかにするための措置を講ずること、これらに努める旨も定められております。ちなみに、令和4年6月からは販売される犬及び猫に対して、マイクロチップの装着、所有者情報の登録等が義務化されているところでもあります。

現在では、飼い犬が脱走してしまうことがあっても、飼い主のいない野良犬を見かけることはほとんどありません。それは犬を飼育する場合は、自治体への届出、狂犬病ワクチン接種が法律で義務づけられ、積極的に保護が行われているためでもあります。

一方、猫については登録制度がなく、人に危害を加えることもほとんどないため、保護されることなく、人と共存できる動物でもあることから、もともと飼われていた猫が何らかの事情で捨てられたり、迷ったりして野外生活を送る中で繁殖し、増加をしている現況も見受けられます。

庭にふんや尿をされて困る、鳴き声がうるさい、物置で子猫が生まれているなど、町に数件相談も寄せられているところでもあります。

現在のところ、町の対応として、ホームページによるペットの飼育についてのルールや地域猫活動、これは後でちょっと説明させていただきますが、その紹介、捕獲器の貸出しと問題を抱えている地域へのチラシの配布等を実施しております。

林議員からの質問書にもありました「さくらねこ無料不妊手術事業」、いわゆるTNR活動というのは、先ほども質問にありましたが、Trap（捕まえて）、Neuter（不妊去勢手術を行い）、Return、そのTNRということなのですが、最後は手術を行った後で耳をV字型にカットして元の場所に戻すという一連の活動、そういったことを指して言っております。これによって猫の繁殖を防止して、地域の猫として一代限りの命を全うさせて、飼い主のいない猫に関わる苦情や殺処分の減少に寄与する事業だと、そんなふうに理解をしております。

環境省の調査でも、TNR活動件数が増加するだけで殺処分が大幅に減少するとの結果も出ておるようであります。

また、「さくらねこ」として地域に戻ってからの住民の理解や協力とともに、継続的な活動も必要となることから、県や町のホームページで「地域猫活動」についても紹介をしております。

いわゆる地域猫活動とは、地域にいる飼い主のいない猫を排除するのではなく、人間と同じ命あるものとして捉え、地域の中で猫を適正管理することで地域との共生を認め、自分たちのまちの問題として迷惑やトラブルを解決するための環境美化活動であります。

まずは、このTNR活動、地域猫活動を知っていただき、猫の習性を知る地域住民の方や、この活動に協力を得られるボランティア団体の方との連携が取れる地域づくりから取り組んでいかなければならないと考えております。

なお、岐阜県においては、一定の条件の下で動物愛護センターにおいて無料で不妊去勢手術を行っておりますので、これも御承知おきいただきたいと思います。

この原点に戻れば、飼い主のいない猫をなくすためには、飼い主の方が最期まで責任を持って飼うこと、むやみに繁殖させないように不妊去勢手術を行い、できるだけ室内で飼育できる環境を整えることなど、飼い主の方が当然の責務を全うしていただくことが必要だと思っております。そのため、飼い主の方への啓発に努めてまいります。

その観点から、庁舎内にポスターを掲示するだけではなく、様々な状況に対応するため、議員御提案の看板の設置についても選択肢の一つとして検討を重ねてまいりたいと思っております。

いずれにしても、この問題は地域の連携の中で解決すべき問題であると、そんな理解の上で御答弁させていただいております。よろしく御理解をいただきたいと思います。

(2番議員挙手)

○議長（田中政治君）

2番 林日出雄君。

○2番（林 日出雄君）

御答弁ありがとうございました。

猫は年に2回から3回ほど発情期を迎えますので、先ほど去勢不妊手術をすることでこれ以上猫を殖やさないという、それ以外にも、尿の臭いも、あれは雄のスプレー行為とって縄張をつくる行為ですので、そういったものや、盛り声、そういったものも全て一応なくなりますので、付け加えさせていただきます。

また、冒頭でお話をしました輪中堤防の子猫が捨てられた件ですが、桜の木の下に、段ボール箱に4匹のまだ目も開いていない生まれたばかりの子猫が捨てられていました。輪中堤防は、年2回、5月と9月に除草作業が行われますが、近年は雑草の成長が早く、捨てられやすい、そういう環境が長く続きますので、地域の方々も心配をしております。

また、輪中堤防は、輪之内町の北の玄関口として常に整備されていることが望ましいと思いますので、そこで年2回の除草のほうをできれば3回にさせていただきたいと思いますが、その辺り、町長のお考えをお聞かせください。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

御質問にお答えしたいと思います。

輪中堤の除草につきましては、今の再質問にもありましたように、5月と9月の2回の工事発注を行いまして、輪中堤の除草を行うことによって周辺環境の整備というものに努めておるところでございます。

年間の除草回数をもう少し増やしてほしい、3回に増やしてほしいという話は、当該区の区長さんからもお聞きをしておるところでございます。当然そういうことはあろうかと思いますが、現在、町の建設課のほうで発注している工事の総額というのは約2,000万を超えておる状況にあります。財政上も、これ以上の支出増というのはなかなか難しい状況であります。

したがいまして、現在では5月と9月という時期に除草しておりますけれども、少しどの季節が適切なのか、再度検討して、なるべく先ほど申されたような状況にならないように努めてまいりたいと、そんなふうに思っております。よろしく御理解ください。

（2番議員挙手）

○議長（田中政治君）

2番 林日出雄君。

○2番（林 日出雄君）

再御答弁ありがとうございました。

輪中堤防の除草に関しましては、猫のほうは6月の初め頃に捨てられていましたので、その辺りをちょっと考慮していただきまして、その除草期間の調整をちょっとしていただきながら、できる限り捨てられやすい、そういう環境を短くしていただきたいと、よろしく願いいたします。

さくらねこに関しましては、まだ始まったばかりですので、まずは多くの方々にこういった活動があることを知っていただくことが何よりも大事だと思っておりますので、しっかりと検討していただき、輪之内町に合った地域猫活動を進めていただきたいと思っております。

また、犯罪行為を防ぐためにもインパクトのある看板の設置をお願いいたしまして、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（田中政治君）

4番 浅野重行君。

○4番（浅野重行君）

皆さん、おはようございます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、ピクトグラム（絵文字）の普及推進について質問させていただきます。

ピクトグラムの歴史は、1920年頃、オーストリアの社会経済学者、オットー・ノイラートとイラストレーター、ゲルト・アルンツが生み出した「アイソタイプ（情報伝達するための一連の視覚記号）」がピクトグラムの始まりで、文章を読む習慣のないような市民にも複雑な社会や経済の情勢が分かりやすく伝えられるために考え出されたもので、簡単に言えば、絵記号で表すグラフになります。

日本では、1964年の東京オリンピック大会をきっかけに世界中に広まり、2021年の東京オリンピック開会式を笑いに包んだ「実写版ピクトグラム50個の連続パフォーマンス」、皆さんも記憶にあると思います。

現在では、駅や空港、公共施設、学校、ショッピングモール等を中心に広く普及しており、トイレ、喫煙場所、車椅子が利用できるスペースなど、様々な場所で利用されています。

ピクトグラムは、言葉によらない、目で見ただけで案内を可能にすることを目的として使われていることから、様々な国の子供から大人まで誰にでも分かりやすいデザインとなっているため、日本語が分からない人でも情報を伝えられるなど、年齢、国の違いを超えた情報手段として有効であり、不特定多数の人々が利用する施設内に様々な言語で表記しなくても、多言語対応をするのと同等の役割を担っています。

令和4年8月1日現在、輪之内町の人口は9,359人、そのうち413人が多国籍から成る外国の人で、結婚や就労等のために輪之内町に居住しています。今後も企業の雇用によ

り外国の人が増えることも考えられますので、多国籍の人にも優しいまちづくりとして、公共施設、学校等により細かなピクトグラムの推進が必要だと感じています。町長の御見解をお伺いいたします。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

浅野議員からはピクトグラム、いわゆる絵文字の普及促進についての御質問をいただきましたのでお答えをしたいと思います。

御質問にもありましたとおり、ピクトグラムとは一見してその表現内容を理解できるもの、日本語を理解できない人にも情報を伝えることができるなど、年齢、国の違いを超えた情報伝達手段として有効なものであります。

その中でも、赤色は防火や禁止、緑色は安全や避難、黄色は注意を意味するものとして色分けをしております。

国内においては、標準案内用図記号として125項目が策定をされております。そのうち、104項目がJ I S化されておるところであります。

ピクトグラムの代表例としては、緑色の背景に走っている人間が描かれている非常口のマーク、それが上げられます。

非常口のマークは、施設利用者に潜在的な意識として非常口だと認識させる効果があるように、先ほどのとおり、言語を使わなくても伝えたいことを理解してもらえというメリットがあります。

一方で、ピクトグラムのデメリットとしては、人によって本来の意味とは異なる認識をされる、どこまでの範囲か分からないなどの欠点というか、短所も上げられるということだと思っています。

例えば、車椅子のマークは身障者用施設を意味するものでありますが、人によっては車椅子の専用トイレと間違えたりすることもあり得るようであります。

したがって、ピクトグラムの表示については誤解を招くおそれがあるものは控えるなど、慎重に吟味をしていく必要もあるものであります。

現に「2020東京オリンピック・パラリンピック」、ここでは日本人にはなじみ深い3本の湯気が立ち昇っている温泉マーク、これについて外国籍の方には温かい料理を出すレストランだというような誤解される可能性があるという指摘がありまして、デザインが変更されたとも聞き及んでおります。そういうこともあるということですね。

さて、役場庁舎内のピクトグラムを改めて点検してみますと、非常口、お手洗い、身障者用設備、W i - F i、乳児用設備、オストメイトのマークはありますが、逆にないものとして、エレベーター、階段、自販機のマークが上げられます。

近年は、当町にも就労を目的とする外国籍の方、日本人の配偶者となった外国籍の方

がたくさんおられることは、先ほど浅野議員の質問の中でも触れられたとおりであります。そういう意味では、議員の御指摘のように、より細かなピクトグラムの表示が必要なんだろうと、そんなふうに思っております。

役場庁舎を例に点検結果を御説明させていただきました。役場庁舎はもとより、その他の公共施設や学校等において、さらなる国際化への対応、施設利用者の利便性や安全性確保の観点、またこれらに要する経費の費用対効果の各種観点、費用対効果と申しましても人の安全・安心に勝るものはないとは思っておりますが、その前提でのできるだけ効率的な予算執行という意味でありますので、そういった観点から、いま一度、ピクトグラムの表示について調査・研究をして、さらなる導入に向けて検討をしてみたいと思っております。

大変いい御提案だと思っております。ありがとうございました。

(4番議員挙手)

○議長（田中政治君）

4番 浅野重行君。

○4番（浅野重行君）

ピクトグラムは、何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号、サインの一つ、先ほど町長さんから説明がありましたように、国内においては125項目策定されており、そのうち104項目がJIS化されています。

また、人をモチーフとした様々なピクトグラムがあることや、読んで理解しなくても、ピクトグラムやアイコンを使うことによって直感的に理解しやすくなりますので、先ほど町長さんから御発言いただきましたように、調査・研究、導入に向けて進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（田中政治君）

6番 上野賢二君。

○6番（上野賢二君）

改めまして、おはようございます。

続いて、一般質問を行います。

プッシュ型行政サービスについて。

政府は、データの多様化・大容量化が進展し、その活用が不可欠であり、新型コロナウイルス対応においてもデジタル化の遅れ等が顕在化したことなどにより、令和2年12月にIT基本法の全面的な見直しとして「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を閣議決定し、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を示し、令和3年9月にデジタ

ル庁を発足させました。

デジタル社会の形成に向け、行政や公共分野におけるサービスの質の向上が取組事項として上げられております。日本の行政サービスは、住民が自ら申請することが前提の申請主義に基づいており、制度の対象者でも情報を知らなければ申請できません。それに対して、行政から住民に必要な情報を積極的に知らせ、様々な行政サービスを対象者が漏れなく利用できるようにするのが「プッシュ型行政サービス」と言われております。

行政のデジタル化が進展する中、住民の日常生活においてもデジタル機器やデジタルサービスが身近になり、スマートフォンの普及とともに、住民生活のデジタル化が進んでいます。スマートフォンへのプッシュ型行政サービスは、情報提供や、さらには公金給付においても、いつでも、どこでも案内を確認することができ、迅速な手続、迅速な給付につながるなど、利便性の向上が期待できる次世代の行政サービスとして効果的であると思います。

最近、マイナンバーカードの普及の遅れなどにより、プッシュ型の仕組みとして独自のシステムを構築したり、民間サービスを活用するなどの取組が一部自治体で始まっています。例えば、千葉市では、昨年1月から住民情報を使う日本初の試みとして、保有する個々の住民データを活用し、その人が利用できると推測される行政情報をLINEで通知する「あなたが使える制度お知らせサービス」を開始しております。

本町においてもプッシュ型行政サービスとして、気象情報や避難情報等の防災情報、イベント情報等の行政情報をメール配信する「輪之内町メール」を実施しておりますが、さらなるプッシュ型行政サービスとして、誰一人取り残さない町政を目指し、LINEの公式アカウントを取得して、町民一人一人に対して情報発信する行政サービスの導入を進めていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

LINEアプリを運用するLINE株式会社は、行政サービスに関する積極的な取組として、地方公共団体向けにLINE公式アカウントの無償化を行っており、またLINEの利用率は、スマホ・携帯所有者の80%とも90%とも言われております。

プッシュ型行政サービスは、町民の利便性の向上だけではなく、デジタル化による町行政業務の効率化の一助にもなると考えます。本町におけるプッシュ型行政サービスの推進について、町長の御見解をお伺いいたします。

また、現在、実施している「輪之内町メール」の登録者状況、そのほかに行っているプッシュ型行政サービスがあるのかどうか、その有無について担当課長にお尋ねをいたします。以上です。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

上野議員からはプッシュ型行政サービスについての御質問をいただきました。お答え

をさせていただきます。

議員からは情報発信の行政サービスの一環として、日本国内で普及率が高いLINEを活用してプッシュ型行政サービスの導入を検討してはどうか、そんな御提案をいただきました。

まず、最初に申し上げておきますが、プッシュ型行政サービスの導入及び推進について、これは基本的に時代の流れの中で当然取り入れていく部分があるという、そんな前提の中でこれからの答弁をさせていただきます。

議員からは、DXが促進されている昨今であるが、それはどうかということですが、当然、我々としてもデジタル技術を活用して、プッシュ型行政サービスをさらに強力に進めていく方向について私も同感であります。

議員が紹介されている千葉市の先進事例、「あなたが使える制度お知らせサービス～For You～」は、本人登録や所得情報などの使用許諾など事前登録を前提にしておるようでありますけれども、個々の属性や基本情報を基にした個別型のプッシュ型サービスを提供するという意味では、住民側の利便性は非常に高いんじゃないかと、そんなふうに思っております。

さて、当町の「輪之内町メール」についても言及をいただきました。ここでその内容を確認しておきたいと思えます。

当町では、スマートフォンなどへのプッシュ型行政サービスとして、メール送信型とスマホアプリ型の2種類を持っております。

メール送信型としては、バイザー株式会社のメールソフト、危機管理課の「すぐメール」と教育委員会の「すぐーる」がございます。

また、スマホアプリ型としては、危機管理課の「Yahoo!防災速報」と福祉課の母子健康手帳アプリ、これは運用名は「にこにこわのうち」という運用名でやっております。

「すぐメール」「すぐーる」は、携帯の4キャリア、ドコモ、ソフトバンク、au、楽天モバイルであります。この4キャリアへのエリアメール、緊急速報メールの一括配信が可能だと、そんなスキームの中で運用しております。

また、「Yahoo!防災速報」については、「災害に係る情報発信等に関する協定」に基づいて運用をしております。

それぞれの各ソフトに係る登録者数の詳細については、後ほど担当課長のほうからお知らせをしたいと思います。

先ほど申しましたように、当町では既にメール送信型とスマホアプリ型「すぐメール」で運用しております。

私どもとしては、現在運用している各種メールの登録者数が既に応分の方がお見えになりますので、これらを継続しつつ、併せてソフトのインストール方法のPRにも努め

て、登録者数の増加に取り組んでまいりたいと思っております。

なお、議員御提案のLINEを活用してのサービスについてであります。その有効性は否定するものではありません。ただ、併せて行政情報の相互交流という意味は、これは情報セキュリティの確保策も、また一方で重要であります。そういった現在進行中の自治体DXの方向性を見極めながら検討していくべきものだと、そんなふうに思っております。

DXについては、今、既に世の中の流れとして国・県挙げて取り組んでおる状況でございますので、DXをどう住民の福祉向上に役立てていくのかという、その観点から検討しつつ、積極的な対応をしてみたいと思っております。以上であります。

#### ○議長（田中政治君）

危機管理課長 荒川浩君。

#### ○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

先ほど町長答弁にもありましたが、現在、当町が実施しているプッシュ型行政サービスについてお答えをさせていただきます。

当町では、スマートフォンなどへのプッシュ型行政サービスとして、メール送信型とスマホアプリ型の2種類があると、先ほど町長が申し上げました。

メール送信型としては、危機管理課の「すぐメール」と教育委員会の「すぐーる」があります。登録件数は、それぞれ「すぐメール」が966人、教育委員会の「すぐーる」が1,635人でございます。

スマートフォンアプリ型としては、危機管理課の「Yahoo!防災速報」と福祉課の母子健康手帳アプリ「にこにこわのうち」があると申し上げましたが、登録件数は、それぞれ防災が2,330人、母子健康手帳が167人というふうになっております。

また、御質問にありました、これ以外のプッシュ型サービスについては、現在のところございません。以上でございます。

（6番議員挙手）

#### ○議長（田中政治君）

6番 上野賢二君。

#### ○6番（上野賢二君）

御答弁をいただきました。

輪之内町としては、今のメール型、それからスマホアプリ型ということで、いろんな情報を提供していると。

今の登録者数の「すぐーる」、学校関係ですね、これは1,635人ということで非常に大きな数字になっているかと思えます。

災害情報のスマホアプリのほうも2,330ということで大きな数字で、かなり浸透しているのかなあというふうには思っております。

LINEアプリというのを取り上げさせていただいたのは、先ほどから非常に高い利用、活用率であるということのほかにも利点として、一方的なメッセージの配信だけではなく、トーク機能を利用した相互による情報発信が可能であること、それからアプリやページを開かなくても情報が適時配信されるため、見落としがなく、情報伝達力が高いということも考えられると思います。

そうしたことから、一度LINEのほうも、いろんな多様なソーシャルメディアがありますけれども、LINEがかなり有効ではないかなというふうに私は考えておりますので、ぜひともちょっと再考していただきたいというふうに思います。

いろんなそういった民間のソーシャルメディアを活用しているということは、そもそもマイナンバーカードの普及が遅れているということだろうと思うんですね。国としては、国民にマイナンバーカードを取得してもらって、マイナポータルを利用して広げていくという方針だろうと思うんですが、町のほうでも、今、盛んにマイナンバーカードの取得について、いろんな媒体を通じてあの手この手でPRをしていただいております。言葉は悪いんですけど、餌付といいますか、ポイントを付与して一生懸命やっておるんですが、残念ながら普及率は、まだ50%には届いていないということが現実であります。

どんなことにも一定の反対者はいると思うんですが、むしろ反対者というよりも無関心者が多いのではないのかなあというふうに私は思っています。それで、いかに関心を持ってもらえるかというようなことをもっともっとPRしていく、例えばこれからはもう申請しなくても給付金が自動的にいただけるようになるよとか、そんなことを強調したようなPRをしていくべきと思っております。このマイナンバーカードの普及について、再度町長にお尋ねをしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

再度の御質問、ありがとうございます。

何点かありますけれども、まずLINEの活用、これについては普及率が高いということは利用される可能性が非常に高いということでもありますので、その部分のメリットは当然我々も承知しておりますし、先ほど申し上げたように、セキュリティー対策というのが一方で重要であると申し上げましたけれども、そういったものが我々の求める安全・安心のレベル、我々というよりも国・県、そういった自治体レベルも含めてでありますけれども、そのセキュリティーレベルをどう考えるかに尽きるんだろうと思っております。それが我々として確認できれば、当然、普及率が高いものは利用可能性が高いわけですから、そういったことも含めて検討の対象にしていくことはやぶさかではないと思っております。

それと、マイナンバーの話であります、今の状況は御案内のとおりで、全国的に見

でも半分をまだ満たしてはいない。我々のところも一生懸命やっておりますが、他の団体よりは高い状況が続いておりますが、やはりそれでも半数にはまだ届いていないという状況であります。

そういった中で、これからのデジタル社会をどう考えるんだと、いわゆる今、最近DXがトレンド化してしまっていますが、DXはトレンドで語る話ではなくて、本来、「デジタルトランスフォーメーション」の名のとおり、デジタルを活用してどんな社会変革ができるのかと、そこに主眼が置かれているはずで、単に「デジタイゼーション」とか「デジタルイゼーション」と言われるデータの電子化、置き換えだけでは全然意味がない、その上に何ができるかという話になってくるんだらうと、そんなふうに思っています。

そういう意味では、これは利用と普及、それから発展の可能性というのは、ある普及のレベルを超えると爆発的に進化していくというのも、これもまた事実でありますから、その利用率を上げるということは、現段階では、やはり一つの普及していく有効な手段であろうとは私どもも思っております。そういう意味で、一生懸命マイナンバーカードの普及にも努めているということでございます。

方向性として、先ほど何事につけても3割は反対者がいるんだと、それは裏返して言えば、その3割に対してきちっと説得ができれば、これほど強いツールはないと、みんなが使えるツールになっていくんだということだと私は理解しておりますので、そういう意味では、DX化の流れが変わらないというか、変えてはならないと思っておりますので、その障害物の除去というものを、それぞれ団体の規模の大小はありますけれども、それぞれでできることをきちっと積み重ねていくという、それが大事なんだらうと、そんなふうに思っております。よろしく申し上げます。

(6番議員挙手)

○議長（田中政治君）

6番 上野賢二君。

○6番（上野賢二君）

再度御答弁いただきまして、ありがとうございました。

町長が言われるように、これは世の中の流れや時代の流れ、それによってもういや応なしに進んでいくということだらうと思います。これからの自治体評価といいますか、このプッシュ型行政サービスというのは自治体評価の大きな要素になってくるんじゃないかなというふうに思います。一生懸命努力をしていただいていることは承知しております。今後も社会情勢を注視して、他市町に負けないようなサービスを努めていただくようお願い申し上げます、質問を終わりたいと思います。

○議長（田中政治君）

1番 大橋慶裕君。

## ○1番（大橋慶裕君）

議長の許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。

公務員の副業・兼業、外部人材のキャリア採用についてとデジタル社会に向けて、自治体DX推進計画の進捗状況と今後の展開について、職員のDXについての知識や考え方、情報技術リテラシーの向上に向けた取組と環境づくりについてお尋ねします。

公務員の副業・兼業、外部人材のキャリア採用について。

地方公務員においては副業・兼業の基準を明確化して、奨励する事例が広がりつつあるほか、兼業を前提とした外部人材のキャリア採用を行う事例も見られ始めています。

2020年1月現在で副業・兼業の基準を明確化し、奨励している都道府県及び市町村は、全国で7自治体あります。福井県、長野県の2県、兵庫県神戸市、奈良県生駒市、茨城県笠間市の3市、北海道鹿部町、宮崎県新富町の2町であります。

神戸市の例でございますが、全国に先駆け、「地域貢献応援制度」と銘打ち、公務員の副業・兼業を導入しています。震災復興後においてNPO法人や地域団体で人手不足や高齢化などの問題が浮き彫りになり、持続可能な活動が難しくなっているという事情がございます。

社会貢献活動の例として、地場製品のプロモーション活動、伝統行事や地域イベントの振興に関する活動、スポーツや芸術活動の指導・支援、環境保全や監視に関する活動、移住・定住促進に関する活動、地域の防災・防犯に関する活動等が挙げられます。

公務員が地域の実態をより間近に知ることによって課題を吸い上げ、多様な住民のニーズに的確に答えていく期待が持てますし、視野が広がり、職員の能力や意欲の向上も期待できます。報酬が発生することへの抵抗から、公務員の立場が足かせになることも少なくないのではないかと懸念があります。

人口減少、少子高齢化が進んでいく中、持続可能な社会の実現、行政サービスの向上と充実、働き方改革の推進を踏まえて、公務員の副業・兼業、外部人材のキャリア採用について町長の見解をお尋ねします。

デジタル社会に向けて、2つ御質問させていただきます。

自治体DX推進計画が2020年に策定され、地方自治体でのDX化が進められています。計画期間は、令和3年1月から令和8年3月です。重点取組事項は、自治体情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、AI・RPAの利用推進、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底の6項目があります。

輪之内町のDXの取組の現状を見てもと、行政手続のオンライン化、AI総合案内サービス「AIチャットボット」の導入、自治体情報システムの標準化・共通化への対応として、現在、標準仕様書との比較分析や移行計画等を専門的知見を有した民間業者へ県内市町村共同で委託、マイナンバーカードの普及促進等、他の自治体と足並みを

そろえながら、独自でも地域社会のデジタル化に取り組んでいると認識しております。デマンドバスのオンライン予約やヤフーとの防災協定による緊急災害警報のメール発信や、福祉や教育機関での「すぐメール」「すぐーる」の利用、町のホームページのQRコードの利活用等、DXを利用してサービスの利便性の向上、業務の効率化、効果の最大化に取り組んでいます。

自治体向けの情報誌「ジチタイワークス」の8月号、Vol. 21にDXについてのお役立ち資料が掲載されていました。業務の効率化、防災、まちづくりのそれぞれとDXを組み合わせて、住民の利便性の向上と業務の効率化を目指している自治体の紹介が載っています。プレミアム商品券を電子チケットにしたり、事業の効率化によるコスト削減など、これからデジタル社会に向けて参考になる資料がたくさんあるという印象を受けました。

また、8月19日に市町村議会議員セミナーにて「自治体におけるDXとは」の講演に参加して感じたことは、クラウド上で文章等の編集が共有できたり、電話ではなく、チャットでの連絡で全ての人が情報を共有でき、参加していない人も後から履歴を見ればその話合いの内容が分かるなど、様々なデジタルの利活用の方法があることです。

講演の中で最も大切なことは、デジタル技術を取り入れ、どのような成果が現れ、得られたかという点です。予算をつけて施策を行い、結果どうなったのか、以前と何が違うのか。PDCA (Plan Do Check Action) の繰り返しで政策評価をし、改善につながっていると思いますが、政策の成果を評価の対象とし、向上させていくことが大切になってきます。その評価は、これからはデータ（証拠）を根拠に政策目的を明確化して、業務の最適化、サービスの最大化を目指していく必要が求められています。新しいデジタル技術を活用して今後の行政の課題に対し取り組む中で、職場の環境や職員のスキルが求められてきます。

自治体DX推進計画の進捗状況と今後の展開について町長に答弁を求めます。

また、職員のDXについての知識や考え方、情報技術リテラシーの向上に向けた取組と環境づくりについて町長と教育長にお尋ねいたします。

#### ○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

#### ○町長（木野隆之君）

大橋慶裕議員からは公務員の副業・兼業、外部人材のキャリア採用について、そしてデジタル社会に向けての2点の御質問をいただきました。順次お答えをいたします。

まず、1点目の公務員の副業・兼業、外部人材のキャリア採用についてお答えをいたします。

御案内のように、公務員の副業を縛るルールは、国家公務員法、それから地方公務員法がその法令の根拠とされております。

内容は、副業を禁止するというものではなくて、営利目的での勤務、または私企業の経営の禁止をうたうものであります。具体的には、地方公務員法第38条には、任命権者の許可なしに営利企業を経営してはならないとうたっております。また、事務も禁止とする規定もございます。

また、これらの規定とは別に、副業禁止を裏づける3原則なる法規定もございます。信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念の義務でございます。

ただし、その中でも例外的に認められるケースもあります。人事院発行の「義務違反防止ハンドブック」というのがありますけれども、それによりますと、一定規模の不動産賃貸、太陽光発電の電気の販売、農業への従事は、一定の条件の下で承認の対象とされております。

その他、最近、副業を解禁した自治体の具体例がありますが、その根底にある考え方は、先ほど議員が質問中で言及されたとおりであります。

今後においては、先進的事例を調査しつつ、職員の資質向上等、スキルアップに無理なくつながるなど、当町にとって全体最適で有益となるスキームが構築できると判断したときには、ちゅうちょなく導入できるようにしてまいります。

また、外部人材のキャリア採用については、実は毎年の職員採用において社会人経験者採用枠として各界で活躍中の人材を即戦力として、既に採用を実施していることを申し上げたいと思います。

御質問の2つ目、デジタル社会に向けてについて、これについては最近いろんなことが言われておりますので、これまでの国と県の動向も含めてお答えをさせていただきたいと思います。

国におけるDX、いわゆるデジタルトランスフォーメーションの取組につきましては、議員も御承知のとおり、令和3年9月にデジタル庁が創設され、各省庁を含めた国全体のデジタル化が急速に推進されておりますが、自治体DX推進計画そのものは、それ以前の令和2年12月に総務省が策定したものでありまして、その中で重点項目、6項目を掲げて、それらについて必要な対応をするように市町村に対して要請がなされております。

その6項目と当町の対応状況については、議員が御質問の中で触れられたとおりであります。

今後、先ほどの重点事項への対応を前提として、国からはさらなる要請がなされることも考えられますので、当町の現状を踏まえ、今、必要と考えられる対応を着実に進めているところでもあります。

一方、岐阜県においては、令和4年3月に「岐阜県デジタル・トランスフォーメーション推進計画」を策定し、県下多方面にわたってデジタル化が推進されているところであります。

その中では市町村行政のDXについても言及され、デジタル化によるオール岐阜での行政サービスの向上を目指すこととし、スマホで完結する「持ち運べる役所」の全県展開というのが掲げられております。

これについては、県の旗振りがあったこともありまして、行政手続についてオンライン申請を可能とするツールがあります。「L o G o フォーム」というソフトウェアであります。これを当町も導入をしておるところであります。

現在は、そのソフトウェアの運用とつくり込みについて各課で模索・検討しているところであり、簡易な行政手続についてはスマホから行えるようにしてまいりたいと思っております。

以上、国や県の動向とそれらへの対応状況について御説明をさせていただきました。

現在は、独自システムの先行導入による手戻り、結果としての二重投資を避けるという意味もあります。そういう意味で国や県の今後の動向を注視しつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

これらの対応をベースとして、町民の皆さんの生活や仕事をもっともっと簡単・便利になるような町独自のシステムの導入も、先ほど来の作業と併せて今後の検討課題になってくると、そんなふうに思っております。

これまでのデジタル化というのは、単に情報システムを整備する、手続をオンライン化する、手続に係る費用を削減する、オンライン利用率を上げる、そのレベルにとどまっております。

昨今のDX化の検討というのは、行政サービスの改革や業務改善にもつなげていく、言わばDXを手段として捉え、行政全体の目的をも変革し、個々の業務の垣根を越えた全体最適で住民の皆さんの生活の質を向上させようとする、そんな大きな流れを企図しているところでもあります。

そういう意味では、DXの導入により様々なデータを多面的に分析することで行政課題の解決に向けて、より高次の策を得ることも可能になります。

換言するなら、DXというのは最新のデジタル技術を用いてデータを活用することで行政サービスを質的に変革していく取組だと、そんなふうに理解をしております。

それから、御質問の中でありました、いわゆるRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）、何だ横文字かと言われるんですが、要は業務の自動化というふうに言い換えることができると思いますが、どのような場面で行政に導入が可能なのか、行政は単一のプロセスを取っている部分が少ないものですから、いろんな場面がありますので、RPAをどういう形で導入するのかについては、また今後、検討課題としてまいりたいと、そんなふうに思っております。

もう一つの御質問の職員のDXに関する知識や情報リテラシー、情報活用能力でありますけれども、その習得や向上についてもお答えをしておきます。

D Xの推進というのは、長期にわたる全庁的な取組であり、職員が同じビジョンとベクトルを共有しながら進めるべきものであらうと考えております。

昨今の高次の行政サービス提供には、デジタル技術の活用が不可欠であります。これまで以上に高度な知識と専門性も求められることとなります。

D Xの知識やスキルを備えた人材の確保は、弱小町村では容易ではないという厳しい現実でありますけれども、それでもなおかつ前へ向かなければならないと考えています。

したがって、やっぱり全庁的にD Xの知識やスキルの底上げを行うことが重要であらうと思っています。

そのため、既に役場内の各課で選任している情報主任というのがありますが、彼らを対象に必要な研修を行い、その者を機軸にして各課にD Xの知識やスキルを浸透させながら、全職員が一丸となって進めてまいりたいと考えております。

また、各自治体間の情報共有と職員のスキルアップを目的として、全国町村会が「デジタル塾」というのを開講しております。それらにも役場の職員を派遣し、真に必要な自治体職員の資質向上に努めておるところでもあります。

町の行政手続が合理的に簡略化され、町民の皆さんの暮らしが効率的かつ質的に向上するよう、引き続き手を抜くことなく力を注いでまいります。以上であります。

#### ○議長（田中政治君）

教育長 長屋英人君。

#### ○教育長（長屋英人君）

大橋議員の御質問の職員のD Xについての知識や考え方、情報リテラシーの向上に向けた取組と環境づくりについてお答えします。

私からは教育におけるD Xということで、以後「教育D X」という言葉を使って御説明をいたします。

教育D Xとは、データやデジタル技術を活用することで学習の在り方や教育手法、教職員の業務など、学校教育のあらゆる面において変革を行うことです。文科省も教育D X推進本部を立ち上げ、力を入れているところです。

教育D Xは、ただ教育をアナログからデジタルに切り替えることではありません。紙とペンをデジタル端末へ切り替えるなど、単に教育で使う道具をデジタル化したとしても、そこで行われる学習が同じであれば、それはD X、変革とは言えません。

令和3年度「教員のICT活用指導力等の実態調査」によると、輪之内町では、分かる授業のためのICT活用については、9割以上の教員ができています。しかし、児童・生徒が調べる、まとめる、発表や交流するといった場面での活用については、7割ほどにとどまっています。教員が教える道具としてICTを多く使っているが、児童・生徒が自ら学ぶ道具としての活用については、まだまだ改善の余地があるという実態が明らかになりました。

そこで、まず教職員の意識改革を図るところから始めました。学校訪問や初任者研修などの研修会、校長会などの管理職研修会、情報教育主任会などの担当者研修会で、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図り、児童が自ら学ぶ道具としてICTを効果的に活用することについて共通理解を図りました。授業の変革が教育DXの第一歩であると考えたからです。

次に、教職員のICTリテラシーの向上に向けた取組について説明します。

授業支援ソフトの使い方や、AIドリルによる「NEW!GIFUウェブラーニング」の教育データの活用法などについて、ソフトの納入業者による研修や教育委員会主催の研修を実施しました。

また、学校からの要請によるオンデマンド研修や、メールマガジンによる情報提供、情報研修室のホームページから必要に応じていつでも学べるeラーニングの仕組みも整えています。

ただ、教職員のICTリテラシーについては個人差が大きいため、ICTに明るい教職員が使い方をレクチャーしたり、質問対応したりすることで苦手な教職員のICTリテラシーを高めていくなど、校内での教え合いが一番の研修になると考えています。

今後は、全国学力・学習状況調査のCBT化、CBT化というのはコンピューター上でテストを行う仕組みということですが、それらや学習者用デジタル教科書の本格導入、これは令和6年度に予定されておりますが、それに向けて対応できるようにしていくことや、クラウド化に対応したセキュリティーの知識を更新していくことについても研修を進めていきたいと考えています。

最後に、教育DXに向けた環境整備について説明します。

既に導入しているものとして、保護者連絡システムによるお知らせや学校だより等の配信、欠席連絡、クラウド型授業支援ソフトによる学校と家庭をシームレスにつないだ学習、オンラインによる遠隔学習や欠席者への授業配信があります。

今後は、現在導入している統合型校務支援システムの契約が今年度で終わるので、来年度から岐阜県が進めている統合型校務支援システムに変更していきたいと考えています。このシステムは、県内の多くの市町村に導入されており、教職員が異動しても操作手順を覚え直さなくてもよくなります。また、県立高校へ調査書の提出や出願もデジタルでできるようになり、入試事務の軽減や正確性の確保ができるようになります。

以上で、大橋議員への御質問の答弁とさせていただきます。

(1番議員挙手)

○議長（田中政治君）

1番 大橋慶裕君。

○1番（大橋慶裕君）

御答弁いただきまして、ありがとうございます。

まず、町長のほうにお尋ねしたいのは兼業・副業のほうなんですけれども、働き方改革で地域の部活動が今後、先生が時間外で教えられたりすることがあると思うんですけれども、そういうことに対して、その報酬は構わないんでしょうか。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それは校務外の何らかに対して報酬はという意味なんでしょうか、そういうことでいいわけですね。

基本的に校務の範疇ですと、当然、給与の範囲内という話になりますので、それは報酬というのは概念としてはあり得ないだろうと思っていますが、校務外のものについて、先ほども申しました兼業とか副業とかという感じの意味もあります。その報酬の議論というのはかなり出てくるだろうとは正直言って思いますが、今、報酬というよりも議論されているのは、多分そういう時間外で何らかの奉仕作業に伴う実費の弁償をどうするんだという部分のほうが大きいのだろうと。要するに、単純にただ働きではまずいだろうという部分がありますので、そこら辺の、いわゆる言ってみると、その職務というか作業、ワークスの全体像の中でどういう位置づけを持ったこれが業務なのかということが、そういうことが可能かどうかの分かれ目になってくるんだらうと、そんなふうに思っています。個々の具体の積み重ねが必要になってくるだろうと思っています。

今、おっしゃられたことについては、実はDXの議論と別に、今、スポーツ活動とか文化活動の地域化の話が全国的に沸騰しておりまして、その中で教員の働き方改革なり、公務員の働き方改革ということは、当然、話題になってきています。その中で、本業との区割りをどうするのか、そしてそれは世間的に認められることなのかと、その両方が満足されたときに、報酬の扱いに対する方向性ももっとクリアな形で出てくるんだらうと思っています。今、一生懸命、国・県も含めてその部分についての検討を重ねている段階だと御理解いただければよろしいかと思えます。

（1番議員挙手）

○議長（田中政治君）

1番 大橋慶裕君。

○1番（大橋慶裕君）

ありがとうございます。

そういう、今現在、進行中ということで、地域の発展といいますか、そういう持続可能な社会活動が続けられるようなことでお願いしたいと思っております。

次に、DXのほうなんですけれども、現在、今御答弁の中にありましたけれども、各課で主任がいらっしゃると思うんですけれども、今現在の教職員の方のそのリテラシーのレベルといいますか、そういうのはどのような状況で把握とかをしていらっしゃいま

しょうか。

今、それに向けて評価の対象とか、研修とか、やっていらっしゃると思うんですけど、その状況のほうに分かれば教えていただきたいです。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

御質問ありがとうございます。

現在、各課で配置しております情報主任については、特段の前提となる資格を有するという取扱いはしておりません。というよりも、本来、その各課で扱うべき情報について、言ってみれば情報収集、それから各団体間の格差というか、そのどんな扱いになっているかの情報収集をするという意味で、ある意味「情報主任」という名前がついておりますけれども、情報処理技術の処理レベルの卓越した者を情報主任にしておるわけではなくて、これからの各課の情報化の中で必要な情報を集める能力を持った人を情報主任にしているということでもあります。したがって、情報処理技術者何級とか、そういうものを要求した上での任命でありませぬので、御承知おきをいただきたいと思います。

○議長（田中政治君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

一般質問を行います。

保育園児、小・中学校の児童・生徒に対してコロナのPCR検査か抗体検査の実施をぜひやっていただきたいと、こういう趣旨で質問いたします。

新型コロナ第7波が収まりを見せません。輪之内町の感染者は1,294人、これは3日ぐらい前の新聞報道です。輪之内町の人口からすれば、10人に1人の割合で感染している状況です。2年前の第1波から考えると、異常な感染者です。

私が知る範囲では、ほとんどの住民は、マスク、うがい、手洗いなどを徹底されているようです。それでも感染が爆発的に増えているのはなぜかと考えますと、行動規制が緩和されたこと、経済活動に重点が置かれたことではないかと思っております。

発熱したり、喉の痛みを感じた場合は、医療機関で検査してコロナ感染かどうか判断しますが、自覚症状がない感染者がいるのがこのコロナ禍の特徴です。誰もが気づかないうちに、自覚症状がないまま感染している、感染させているのです。

差し当たって、保育園児や小・中学校の児童・生徒に検査のキットを渡し、感染対策を徹底することです。町長の答弁をお願いします。以上です。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

浅野進議員の御質問、保育園児、小・中学校の児童・生徒にコロナのPCR検査か抗原検査の実施をという御質問にお答えしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症につきましては、夏休み、帰省などによる人流の増加、それからオミクロン株のBA.5系統を中心とする感染が急速に拡大しておりまして、県が「BA.5対策強化宣言」を行いまして、当初9月4日までとしておりました強化宣言であります。9月30日まで期間を延長したことは御承知のとおりであります。改めて、個々の基本的な感染対策の徹底を行い、対策強化への皆さんの御協力を要請しております。

当町の感染者は、9月14日現在の新規感染者数は1,322人まで膨らんでおります。自宅療養されている方が、現在、30人という状況となっております。

感染者を年代別に見ますと、0歳から30代の方の感染割合が約半数を占めておる状況であります。

また、ちょっと統計を取ってみますと、8月26日から9月1日の10歳未満の感染者割合を岐阜県と比較してみますと、岐阜県は14.3%、輪之内町では10.2%となっております。岐阜県の割合よりは低い傾向ではありますが、輪之内町においても感染者が急激に増え、こども園や小・中学校でも感染者が続いていることは御承知のとおりであります。幸いクラスターにはなっていないという状況であります。

こども園、小・中学校では、おもちゃや教材物品、机等の消毒、換気などのほか、職員は子供たちの様子を注意深く観察し、時間を決めての体温測定など、日々感染対策に努めておるところでございます。

子供の体調に異変があった場合には、保護者に連絡をし、かかりつけ医等でPCR検査や抗原検査を実施してもらうように勧めております。

県では、発熱などの症状はないが感染に不安がある方に、県内の薬局等で無料のPCR検査を実施しております。

そして、岐阜県陽性者登録センターでは、重症化リスクの低い方を対象に、オンラインでの医師の確定診断等を行うことができ、発熱等の症状のある方で県内の40歳以下の方を対象に自宅に検査キットが送付され、無料で検査を受ける制度もございます。

県では、症状があるとき、なくても不安に感じたときには検査ができる体制を整えているということでもあります。

先ほどの御質問の趣旨にありましたPCR検査、これはある程度のウイルスの量があれば、ほぼ正確に診断ができると言われておりますが、検体の取り方や場所、感染からの経過日数によって正確さが変わってまいります。これは検査を受けた時点での感染の有無について診断できる検査でありまして、一度検査を実施すれば安心というわけにもまいりません。

特に心配されるのが幼い子供への検査というのは、保護者や職員の負担のほかに、子

供たちの検査への不安や恐怖心なども考えられまして、個々の状況も違うんじゃないかなど、そんなふうに思っております。

いろいろ御提案いただきましたが、町としては、引き続き、毎日の児童・生徒の健康チェックカードの管理や手や指の消毒など、基本的な感染防止対策の徹底に加えて、県の検査体制の周知や、こども園や小・中学校、保護者への感染防止対策への協力についてお知らせをしまいたいと思っております。

また、別途の話であります、新型コロナウイルスワクチン接種については、9月から、5歳以上11歳以下の接種については今まで接種勧奨と言われておりましたが、接種を受けるように努める努力義務に変わっております。

12歳以上の方についても、オミクロン株対応のワクチンに切り替わって、2回接種が終了した方を対象に接種を今後行うことになりました。

ワクチン接種は、個人の感染防止、重症化予防のみならず、周囲の方々への感染防止にも有効でありますので、今後とも新聞折り込み、広報無線、12チャンネル、メール配信等を活用し、町民の皆様への周知を行って、皆様の安全・安心の確保のため、接種率の向上に努めてまいりたいと思っております。

現状、私どもの考えている状況をお知らせいたしました。よろしく申し上げます。

(5番議員挙手)

○議長（田中政治君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

分かりました、町長がどういうふうを考えているのかということに対して。

ワクチンは、第1波、第2波よりも今は盛んに進んでおります。それでも、第6波、第7波というのが大きな山で感染者が増えている実情です。

先ほど私が触れましたけれども、以前よりもマスクをしている人が多いです。手洗い、うがいを徹底している方も多くなってきております。それでも感染者が減ってきておりません。増えているのが実情です。第1波、第2波、第3波から考えれば、今の6波、7波というのはとてつもない山になっております。それを一つだけ申し上げておきます。

それから、私は、この質問は2年前から言っておるんです。自覚症状のない人が町の中を歩いて、菌は持っているけれども、いろんなところでまいてるんじゃないかと、そういう人に対してきちっと検査をしたらどうですかというようなことを私は再三言ってきました。今現在では、感染者が今の状況です。もう1,200、1,300人も感染しているという状況です。いろいろ対策をやってきたけれども、効果がなかったというのが今の時点ではないかというように思っております。

町長にお尋ねをしますけれども、こんな方策を取れば感染者が限りなくゼロに近づいていくというような、その方策はあるんでしょうか。先ほど第6波、第7波というのは

とてつもない大きな山で、感染が爆発しておるといふ実情です。

それから、もう一つ、この前、町長名でチラシを新聞折り込みをされました。この中を見てみますと、岐阜県のホームページを開いて見てほしい、実施場所をコールセンターへ問い合わせ、こういうチラシを作るのであれば、どういうところで無料検査をしているとかと、もっと具体的に教えたらいかがでしょうか。そんなふうには私はこのチラシを見て思いました。

そして、そのほかQRコードまたはURL、こういうところからもいろいろ見てください、これを見て、私は何なのか分からなかったです。QRコード、URL、これは恐らく高齢者にとっては分かりづらいのではないかなと思います。もっと具体的に、どういうところで無料検査をしているのかということはいかに具体的に町民に示したらどうかと私は思います。

この2点について、町長に答弁をお願いします。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

再質問をありがとうございました。

2点ほどあったと思います。

第7波、これから予想される今後の展開の中でどれだけ感染したら済むんだと、そのために何が有効だと考えるんだというお話だったと思います。

感染症の終息に向けての考え方の中には、やっぱりある程度の、言ってみれば集団免疫とか、そういった考え方も感染学者の中にはあります。私はその医学的評価をできる立場にありませんので、それについては評価を差し控えますけれども、いずれにしても、現在のところなし得る最適な方法というのはワクチンの接種拡大だと私は考えています。多分国や県もそういう方向性の中で第7波でのワクチン接種、従来型、それからBA.1対応のワクチン接種がこれから始まろうとしておりますし、程なくBA.5対応のワクチンも接種可能になると聞いておりますので、それらへの対策が有効な手段になり得るんだろうというふうに考えております。だから、私だけではなくて、国・県もそういう方向の中で考えているんじゃないかというふうに思っております。

それから、チラシの内容でございますが、おっしゃる部分というのは私も高齢者の仲間でありますのでよく分かります。そういう意味では、もっと親切にしろよと言われればそういう部分もあろうかと思っておりますので、今後のチラシの作成の中でもっと、言ってみればストレートに何をすれば何が分かるんだという形でのチラシの作成に努めてまいります。御提言ありがとうございました。

○5番（浅野 進君）

ありがとうございました。以上です。

○議長（田中政治君）

暫時休憩します。

（午前10時28分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○副議長（林 日出雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

皆さん、こんにちは。

まず最初に、私、議長が一般質問をするということは全国的に見ても異例であるということは承知をしております。過去に議長にさせていただいたことも数回ありましたが、そのときに議長も質問する方法があるというふうにお伺いしておりましたが、なかなかできませんでした。今回は、以前から質問したいと思っていたことに対して質問しますので、よろしくお願いいたします。

8月の長雨、猛暑、9月の残暑の厳しさ、雨天の多さ、また先の見えないパンデミック感染のコロナ、私たちを取り巻く環境は大変厳しいものです。しかし、季節は確実に秋に向かい、収穫の時期がやってきます。今回は6つの事項について質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、人口減少と小・中学生の減少。

少子化の影響で、こども園、小・中学校へ通う児童・生徒が大きく減少しています。国の統計を基に、10年間で児童・生徒が30%以上減った自治体数は、全国1,892市町村のうち346で、特に郡部では、過疎も相まって学校の統廃合も休校も加速、小・中学校は、2020年に2万9,793校で、10年間に約3,000校が減ったそうであります。

近隣市町で児童・生徒の減少率が20%を超えたところは、関ヶ原町が27.6%、海津市が26.1%、養老町20.3%、神戸町20%、県下最大の減少は、東白川村の45.1%だそうです。減少率の全国平均は9.4%、岐阜は13.4%で、学校数は25校減の555校でした。

輪之内町において出生者数は、令和元年（平成31年）に仁木校下21人、福東校下17人、大藪校下29人、合計67人。令和2年度、仁木校下16人、福東校下18人、大藪校下においては30人、合計64人。令和3年度、仁木校下13人、福東校下10人、大藪校下23人、合計46人。令和4年9月7日現在ですが、仁木校下5人、福東校下4人、大藪校下7人で、母子手帳による出生者の把握数は、仁木が6人、福東が7人、大藪が11人で、都合43人の方が令和4年に誕生されるということだそうです。

以上の数字が示すように、少子化が進む中、少人数のために多数が参加する部活動や学習機会の確保が課題となり、発想の転換や工夫で豊かな学びを提供することが求められております。教育の質の向上や合理化のため、小中一貫の義務教育学校、学校の形態

等も変わってくる、そういうふうにあります。

以上のことにより、町長のお考え、教育長のお考えをお尋ねしたいと思います。

次に、人口増の方策、地域の活性化。

丹波篠山市の限界集落と言われた丸山集落が地域ぐるみで新しい取組に挑戦し、元気な地域になったと、NHKのBS1で紹介されました。地域の特性をよく知り、よく研究し、不可能と思われるところに大きなチャンスがあるということを紹介しております。

今年に入り、我が町も株式会社ヨロズさんが環境に徹底配慮した新工場を設立していただけることになり、大変大きな話題です。大いに期待したいと思います。また、新しく多くの方も雇用される予定とのこと、当町では、すぎやま工業さん、エフピコさん等、大きな企業が進出していただいております。当然、若い労働力も必要であり、町内に移住・定住を考えておられる方もあるのではないかと。そんな方々に町のよさをアピール、子育て、税の優遇措置を知らせ、優しい町であることをもっともって知ってもらう機会をつくったらどうかと思っております。町長のお考えをお聞かせください。

3番、絆について考えます。

コロナが発生して以来、約3年、形を変えながら猛威を振るっている。最近では、オミクロン株BA.5とか、いつ終息するのかが全く見えない。変異を重ね、繰り返し襲ってくる。今ではコロナ慣れとも言える状況で、「今日は何人コロナにかかった」と言っても、「少し多いね」「少し少ないね」なんていうような会話、そんな中で各行事、輪之内町においては、全て考えられる予防対策により、盆踊り、10月のふれあいフェスタ等、他の町に先駆け、見本となるべき取組がなされており、町長の強力な指導力が発揮されているものと思います。

でも、地域に目を移すと、葬儀はほとんど家族葬、祭りについては中止、地区の寺、宮の行事も全て中止、学校行事も可能な限り中止、中止にすれば、はい、終わりといった考え方が簡単で、研修も中止の方向、何もしないことがさよよいように思えます。

これからは中止を先に考えるのではなく、どうしたら実行できるのかと、みんなで方策を考え、進めなくてはならない時期に来ておると思っています。町長さんのお考えをお願いします。

次に、農業施策、中古農機の補助について。

今の集落営農組合を支えているのは団塊の世代であり、子供のときに農作業の経験がある人たちであり、次世代の人、今の若い人たちではほとんどの人が未経験であり、後継者が育ちにくい状況であると思います。

町内に多くある小規模な営農組合を合併に導き、法人化を進め、安定した農業を目指すべきと考えます。若い人の農業への参加、雇用も新しく生まれてくるのではないかと考えます。

法人化になったとはいえ、資金が豊富になったわけではありません。十二分な出資を求めることも大変難しいのです。

そこで、初期投資を軽減するために、中古農機の導入に対しても町の支援、補助を考えてみたらどうかと思います。町長の考え方をお願いします。

次に、町の特産品開発について。

今までに多くの特産品が開発されました。玄米カステラ、さつま石、モーリーのジェラート、御膳米、水、信心水だと思いますが、それから御膳酒、丸毛兼利の酒、御膳米せんべい、今後、販売の予定になっております、所シェフによるクッキーとかプリン等、多くの商品が開発されましたが、お酒を除きほとんど販売されておらず、残念です。町民の方々の意識は、「えー、まだあるの」でした。せっかく力を入れて取り組んだ商品、どうして駄目になったのか、これから開発される商品についても同じ道をたどるのではないか、心配です。町長の考えはどうか。

次に、輪之内町の制定している、梅、ひばり、タンポポ、木野町長になってから、カワバタモロコ保護条例の制定により、町のキャラクターがカワバタファミリー一色となり、何かにつけてカワバタモロコの出番ばかり、以前から、町の木は「梅」、鳥は「ひばり」、花は「タンポポ」といったものが最近では表に出てこない。

ダ・カーポの優しい歌声「緑きらめく町」、輪之内の歌はどこへ行ったの。10時には庁舎内でも爽やかな歌声が聞けましたが、最近では丸毛戦記一色で、町を挙げて薩摩義士の歴史劇「洗堰に日は昇る」を鹿児島県へ行って公演したり、アーリオンホールで公演したりしていましたが、全てなくなってしまった。今までの取組も大事にしてもらいたいが、お考えはどうでしょうか、よろしくお願いします。

以上、よろしくお願いします。

#### ○副議長（林 日出雄君）

町長 木野隆之君。

#### ○町長（木野隆之君）

田中議員からは6点にわたって御質問いただきました。順次お答えをしたいと思います。

まず、1点目の質問であります、人口減少と小・中学生の減少についてお答えをいたします。

議員からも御質問がありましたように、人口減少及び少子高齢化は、日本における重大な問題として存在しております。世界を見てみると、先進諸国では日本同様に少子化や高齢化が進んでいますが、その中でも日本は群を抜いて少子高齢化が加速している現状であることは御承知のとおりであります。

少子化による影響について文部科学省が令和2年6月に取りまとめた資料、これは人口動態統計を踏まえて学校運営や学校施設等の在り方について取りまとめたものよう

ですが、それによると、全国の公立小・中学校数と児童・生徒数の推移では、平成21年度から令和元年度までの過去10年間で公立小・中学校の学校数は10%、3,215校減少し、同じく過去10年間で公立小・中学校の児童・生徒数は10.2%、104万4,674人減少しております。

輪之内町においても、小・中学校の児童・生徒数については、直近10年間の推移は、平成24年度は920人でありましたが、令和4年度では815人となり、11.4%の減少となっております。その後も減少傾向が見られる状況であります。輪之内町においても少子化による影響が顕著に表れているということでもあります。

その上で、公立小・中学校の適正規模、適正配置、適正配置というのは学校統廃合も含むわけではありますが、それらについての第一義的なというか基本的な考え方として、学校規模適正化の検討は、児童・生徒の教育条件をよりよくする目的で行うべきものと考えております。学校統合を行うか、学校を残しつつ小規模学校のよさを生かした学校づくりを行うのか、活力ある学校づくりをどのように推進するかは、地域の実情に応じたきめ細かな分析、そして地域の合意形成の積み重ねの努力の上で判断すべきものと考えております。

今日、少子化に伴い、学校の小規模化が急速に進んでおります。将来を担う子供たちにとって、よりよい教育条件や最適な教育環境を整備していく必要がありますが、統廃合がもたらす地域コミュニティへの影響、こういったことも相当程度考慮する必要があります。その意味では、将来の輪之内町のまちづくりと併せてその在り方を慎重に模索すべきものと考えております。

続いて、2つ目の人口増の方策、地域の活性化についてお答えをいたします。

これまで当町では、税収増のみならず、従業員の移住・定住による人口増及び地域の活性化という視点を併せ持って企業誘致活動を行ってまいりました。

近年では、大藪地内にすぎやま工業株式会社、南波地内に株式会社エフピコを誘致、さらには、今年度6月には楡俣北部地内に株式会社ヨロズを誘致することとし、誘致基本協定を締結したところであります。

これらの企業向けには、企業立地促進条例に基づく工場等設置奨励金制度の案内とともに、多くの従業員が輪之内町に居住してくれることを目的に、同条例に基づく雇用促進奨励金制度についても、その趣旨・意義を案内しておるところであります。

その他、従業員の生活の拠点となるアパートの立地状況、その入居状況についても各企業に紹介をしてまいりました。

あわせて、従業員向けについては、子育て支援制度や税制の優遇、その他の問合せについても懇切丁寧に対応してきたところであります。

さて、先ほども御案内がありました株式会社ヨロズについてであります。本年11月以降に新工場の建設が始まり、その後、従業員の雇用を行っていくとのことあります。

従業員につきましては、移転前のヨロズ愛知から転勤してくる方は当然おられますけれども、不足する労働力については地元雇用を積極的に行うと表明されており、その地元雇用の中には、恐らく町外在住者もいるのであろうと思われま

す。ヨロズ愛知からの転勤者及び町外在住の方々については、当町の子育て支援、教育支援、住宅支援、その他の助成制度について、積極的に移住者に優しい町であることを知ってもらうためのガイダンスをしてまいりたいと思っております。

具体的には、輪之内町移住・定住ガイド「ただいまっ わのうち」の内容を充実させて、これを活用してPRしていきたいと考えているところであります。

いずれにしても、まずは輪之内町に住みたいと思っただけでなく、さらには一人でも多くの方に町内で土地と住宅を取得していただき、人口増加につながるよう力を注いでまいります。

続いて、3点目の絆について考えるということで、地域におけるお祭りをはじめとする各種行事の在り方についての御質問というか、御提言をいただきました。

今般のコロナ禍が3年目に入り、様々な地域活動がやむなく中止されている現状を大変私も憂慮しております。議員もこのことにより、今まで地域の住民の皆さんが地道に築いてきた地域コミュニティの醸成機運というものが後退することを懸念しておられるようですが、私も同様の思いを抱いております。以前、一般質問の場でもその思いの一端を申し述べたこともございます。もともと各種行事やイベントの開催意義、これは目的を一つにして人が集い、絆を深めることで地域の活力を生むと、そういうふうに考えております。その意味では、私自身、ここ2年半の間、そうした地域活力の醸成の場の多くを失ったということについては非常に残念であります。

しかも、この何もしない状況というのが常態化してしまう、それが普通だと思ってしまうとか、各種行事やイベントの目的や開催意義自体が希薄になってしまう、やらなくても生活に影響がないという考えに傾斜して、規模縮小でありますとか、また行事、イベント自体が自然消滅してしまうことを最も恐れるものであります。いま一度、このコロナ禍をきっかけに、人と人とのつながりをじっくり考えなければならない時期だと考えております。

町としては、先ほど申し上げた考え方によって、各種イベント、行事等の関係者と協議をしながら、実施できる方法というのを模索し、進めております。先ほど議員もおっしゃいましたが、8月の「納涼ふるさとまつり」は、飲食の提供をやめた上で実施しましたが、大変好評を得ました。

また、来る10月の「ふれあいフェスタ」についても、御来場いただくと分かりますけれども、出入口における手指消毒等、感染対策を講じて、飲食の提供についてもテイクアウトで実施するなど、できるだけの対策を講じた上で実施することとしております。

もちろん、これは実施した、または実施する予定の行事についての言及であります。関係団体と協議の上、関係者の強い御意向により中止決定をされた行事については、その意向を尊重したものもあることは否めないこととございます。

誤解を恐れずに言えば、私としては、今後、関係者の皆様と方向性を同じくして実行できたイベントや行事というのをその成功事例、先行事例として、参加された住民の皆さんに体験していただく、そしてそれを地域の各種行事に置き換えていただいて、ここを対策すればリスクは極力減少というか、リスクは少なくできるんじゃないか。そういえば、町の行事では、あのとき、こんなときにこんな対策をしていたというような考え方の転換というか、それを期待しております。いささかおこがましい言い方になるかもしれませんが、先例として御理解いただければと思っております。

ただ、そうは言っても、各地域の個々の行事に対する考え方は様々であり、かつそれまでの経緯もありますので、それ全てについて町の主導の下で一朝一夕に解決できるものでもありません。行事の在り方について、もうこの際、考えなければならぬ時期に来ていることは、その考え方の在り方について今までも常に申し上げてきたところであり、私としては、やはりできる方法を考えてほしいというのが正直なところであることは御承知おきいただきたいと、そんなふうと思っております。

次に4点目、中古農機の補助についてお答えいたします。

農業用機械の導入、更新に対しては、幅広く営農組織等が対象になる元気な農業産地構造改革支援事業費補助金という県の支援制度がございます。その事業に採択された案件に、当町からも一部上乘せをして助成しております。今日までに支援の対象となった案件に、御質問にありました中古の農機については該当がありません。

農業用機械の耐用年数は、7年となっております。機械の使用時間や走行距離、利用状況などもあり、一概に7年とは言えませんが、中古機械は耐久性が分かりづらく、購入してもすぐに故障したという事例もあるようでございます。

県では、中古機械の場合、機械の耐用年数が5年以上残っている、かつ新品と比較して遜色ない新品と同様の機能を有していると農機具メーカーが保証した機械のみが支援の対象となっております。

当町といたしましても、県の基準と異なる理由もありませんので、県の基準と同様に、新品もしくは耐用年数の残存年数5年以上で、かつ農機具メーカーが保証したものの導入、更新というのを農家の皆様には御検討していただくべきものと考えております。

次に5点目、町の特産品開発についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、例示された特産品には、町のみならず個人事業者や商工会が開発した商品も含まれております。現在、販売されていない商品も存在するというのが現状であります。とても残念に思う部分もございます。

約10年ぐらい前でしたか、「輪之内スイーツ」と銘打って認定制度を設けるなど、事業を展開してまいりました。当時はメディアにも取り上げてもらうなど、話題になりました。ただ、開発・販売した事業者に対しては、認定プレートやのぼりを交付する広報的な支援のみにとどめ、その後の自助努力による展開というのを期待したために、事業者の求める支援と行政の支援の限界にずれが生じて、田中議員が言及される現状に至った原因の一つだろうと受け止めております。

現在は、その検証結果に基づいて施策の見直しを行い、その一例として、先ほども言及がありましたパティシエになりたい人や洋菓子店を開きたいと思う方を対象に、パステルの「なめらかプリン」の生みの親である「プルシック」のオーナーシェフ、所浩史氏から指導を受けられる「所塾」を開催するなど、人材育成に力を入れておるところでございます。

また、今年度、陳列棚やショーケースなど資機材の購入支援制度を創設いたしました。が、今後は、同要綱を改正するなど、事業者のニーズに合わせた支援制度にたゆまない改良をしてまいりたいと考えております。

一方、別の角度から思いを巡らせますと、議員の例示された開発品の中には、次に引き継ぐ者がいないために廃れたという商品もあると思っています。つまり、事業承継という観点も考慮しなくてはなりません。

後世に残したい優れた品であるかどうかを十分に吟味し、必要であれば事業承継についての支援を行っていくのも町の産業発展に必要な要素であるということは言わずもがなのことであります。

事業者のやる気が前提となりますが、その自力、胆力を損ねずに、行政としてすべき支援は何かというものを模索しながら事業を展開してまいりたいと考えております。

最後に、輪之内町の制定している、梅、ひばり、タンポポについての御質問がございました。

議員が言及されましたように、今までの町政において、過去にも様々なキャラクターや歌、また対外的に注目を浴びた創作劇等があったことは、もちろん承知しております。

町制35周年記念事業として、歌手ダ・カーポさんによる町のイメージソング「緑きらめく町」の制作発表、また平成10年10月には、薩摩藩士による洗堰の築造に対して報恩感謝の思いを込めて創った創作劇「洗堰に日は昇る」というのがありますけれども、これは当時、町内外から多くの注目を集めたところでもあります。

その他、町の木「梅」、町の花「タンポポ」、町の鳥「ひばり」をキャラクター化した様々なグッズ等も製作してまいりました。

そして、私が町政を担わせていただいても、カワバタモロコのキャラクター化や、史実に基づき創った福東城、そして丸毛兼利や御膳酒、御膳米等の商品化に向けて取り組んできたところでもあります。

これらは、どの時代においても、その時代時代の地域活性化を目指し、他自治体との差別化、そして一歩でも、いや半歩でも先んじて活性化させたいとの各その時々の首長及び町民の思い、そして関わる職員の思いの結集の結果であろうと考えております。

先ほど御質問の中で議員からは、過去の地域活性化に資するこうした取組や成果品が消えてしまっているのではないかと御指摘がございました。私としては、それら施策、活動を決して否定もしておりませんし、ただ、時代の流れによって世の中は常に動いていると、その時代時代の流れを敏感に感じ取りながら、地域活性化に資する施策、活動を展開しなければ取り残されるだけだと思っています。取り残された末路は何かといえ、やっぱり町民の皆さんが幸せにはなれないということにつながってしまいます。

過去の取組の中には、もう既に取組自体の直後からのフォローアップがなかなかできていないんじゃないかなと思われる部分もありまして、なかなか継続に結びつけるのが困難な事例も見受けられたと思っています。

私は、町民の皆さんが対外的に誇れる町にしたいと取り組んできましたし、今後もその思いは変わりません。

その時々々の位置づけというのはいろいろあるかと思いますが、ここで一つの例にはなります。これはキャラクター云々とはちょっと関係ないかと思いますが、そういういろんなものの流行というのは大体20年ぐらいで行ったり来たりするというか、流行は20年周期で繰り返すと。言ってみれば、ブラウスの袖が広がったり、狭くなったり、襟が広くなったり、狭くなったり、ネクタイが太くなったり、細くなったりというのは、大体20年ぐらいで行ったり来たりするという例があるようであります。

そういったことを一つの片割れでのヒントということとさせていただきます、今まで積み上げたキャラクター等の資産をどうするのという話になれば、これは現代に生き返らせるという意味では、何らかのリニューアルとともに登場させる、現在の施策と融合させる形で再び世に出すということも地域活性化の有効な手段なのかもしれません。その時々々に携わった方々も、そのときの熱い思い、よき思い出というのはございます。そういった部分に訴えるのも、やはりありかなと、そんなふうに思っております。

いずれせよ、繰り返しになりますけれども、先人の首長や関係された町民の皆様や携わった職員の英知と努力を否定しているわけではないということだけは念のために申し上げておきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（林 日出雄君）

教育長 長屋英人君。

○教育長（長屋英人君）

田中議員の1つ目の御質問である人口減少と小・中学生の減少についてお答えします。

田中議員の御指摘のとおり、今年度の出生数見込みから推定すると、令和4年度と比

べて令和11年度には、福東小学校で約10名、仁木小学校で約70名、大藪小学校で約100名、輪之内中学校で約80名の児童・生徒数の減少が見込まれます。全校児童・生徒数では、福東小学校と仁木小学校が約100名、大藪小学校で約150名、輪之内中学校で約210名ほどになる計算になります。小学校では、3校とも各学年1学級、中学校では各学年2学級、ただし、県が独自で進めております35人学級、これが現在、中学校1年生で適用されておりますが、これが恐らく中学校3年生まで拡大されると予想されますが、もし拡大された場合においては、2学年が3学級、1学年が2学級になることが予想されています。

学校小規模化の影響として、クラス替えができず、人間関係が固定化しやすい、集団行事の実施に制約ができる、授業で多様な考えを引き出しにくい、切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい、多様な物の見方や考え方に触れることが難しい、中学校で免許外指導が増えるといったことが上げられます。

これらの解決策として、学校統合や義務教育学校の設置があります。

学校統合のメリットは、複数の学級を編制できる、教員配置数が増える、認め合い、協力し合い、切磋琢磨する機会が増える、運動会・文化祭・修学旅行等の集団活動、行事の教育効果が上がる、体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の効果が上がる、児童・生徒から多様な発言が引き出しやすくなるといったことがあります。

反面、デメリットとしては、地域から学校がなくなることにより、学校と地域との関係が希薄化する、通学区域拡大により通学時間が長くなる、スクールバス通学により運動量が減少するといったことがあります。

近隣では、令和3年度に関ヶ原町で学校統合が行われ、令和6年度には大垣市の上石津地域、海津市の海津町地域で学校統合が予定されています。

義務教育学校のメリットは、9年間を一つの学びの場として考えるため、中1ギャップの緩和・解消、系統性を意識した小中一貫教育、異学年交流による精神的な発達などが上げられます。また、教職員集団が小・中学校別に分かれていないので、教科担任制による免許外指導を減らすことができます。

反面、デメリットは、中学校の新鮮さが無い、人間関係が9年間固定化しやすいなどがあります。

県内では、白川郷学園、桑原学園、根尾学園が開校しております。令和6年度には、大垣市の上石津地域で義務教育学校が開校される予定です。

再び輪之内町に目を向けると、各小・中学校でコミュニティ・スクールや地域学校協働活動を実施し、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりに取り組んでいます。また、各小学校の大規模改修を実施したばかりで、耐用年数は十分に確保されています。こうしたことを考えると、当面は小規模校のメリットを最大限に生かした教育を推進していくことが望ましいと考えます。具体的には、少人数であることを生か

した教育活動の徹底、地域との密接なつながりを生かした校外学習・体験活動の充実、ICTの活用による他校との合同授業などです。

人口減の大きな流れの中で、世の中の学校統合の動きは加速していくことでしょう。しかし、学校は、地域のコミュニティーであり、子供たちが地域と関わり、愛着を育む場でもあります。教育の問題だけでは割り切れないところに学校統合の難しさがあります。行政や学校、保護者や地域住民が意見を出し合うプロセスを大切にしていくことが不可欠であると考えます。

毎年の出生人数を考慮しながら、どうすれば子供たちにとってよりよい教育条件、最適な教育環境を整備できるか、教育委員会で随時話題にしていきたいと思います。

以上で、田中議員の御質問の答弁とさせていただきます。

(9番議員挙手)

○副議長（林 日出雄君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

いろいろ御答弁いただきましたが、どれを聞いても、これを聞いても、現状認識に対することばかりで、先につなげる、先はどうなっていくんかということに対する、私の質問はそこにあるわけで、例えば最後におっしゃられました教育長さんのお話ですと、義務教育学校にしても、何にしても、ほとんどがメリットであって、デメリットといえれば、やっぱり地域のコミュニティーがどうたら、こうたらとか、その程度で、やっぱり子供の教育、教育環境については教育長も否定はされておりませんし、当然、10人で1クラスの学級で、それが6年間持ち上がっていくのがいいのか。もう1桁、2桁と言っても、もう2桁よりも1桁に限りなく近い2桁で教育がうまくいくのかと。やっぱりメリットのほうをもう少し、これが一過性のものであるならば何も文句は言いません。町長も御答弁の中で、全国的に減少傾向だと、輪之内町だけが例外ではないと。ただ、輪之内町は若干多いかもしれないというような御答弁があったかに思いますけれども、その現実、確実に、今、私が言いましたように、令和元年、2年、3年、4年を見ただけでも、仁木、福東、大藪の小学校を取りましても、本当に限りなく1桁に近いクラスというふうになりつつあるのは、もうこれは確定ですね。この先、好転するという要素は、余り現状では考えられないのではないかと。

お隣の御紹介がありましたけれども、海津市も統廃合が5校でしたか、直近で行われるような予定だということと、通学時間が非常に長くなると。でも、これは通えないので、やはりスクールバス構想がきちっと構築されるであろう。でも、それをやると、歩いて登校しないので足腰が弱るんじゃないかと、それはちょっと考え方が違いませんか。それは、やはり登校時間だけの問題で体力がいいとか悪い、それも多少ないとは言いませんが、それはデメリットとして物を考えることなのかどうかと。それは私は、ス

クールバスで通うのはデメリットだとは思いませんし、例えば今のこども園でもそうです。朝晩の父兄さんの送迎だけでも大変な重荷ですよ。これは子育て支援の大きな一つの問題点の中に、子供を園まで届け、また園から家まで連れ帰る、そういう時間に制約、逆に親が制約を受けたりして、それが解消できれば、やっぱり違った意味の子育て支援の一環になるんじゃないですか、やっぱり家へ帰ってくる時には子供を連れて。私の家の裏も、小学校の1年生、2年生の子を毎日家族の方が集合場所、大体その家からは400メートルか500メートル離れておると思うんですが、そこまで毎日送ってみえます。また、毎日、迎えにお見えになります、自転車で。それで一緒になって帰っていかれるんですが、やっぱり今でこそ育児休暇と、そういったものが充実されつつある。特に育児休暇が充実するのは公務員関係の方、そういうところに携わっている方は大変充実されておると思うんですが、一般中小がほとんどなんで、その中で勤めているとなると、これでは正社員にしていだけない。パート、パートというような、私もそんなようなふうが見受けられるので、やっぱりスクールバスを運行するという事は、そういった意味においても子供さんの安全と、それから親御さんの安心感も両用できるんじゃないかなと思う、足腰の問題じゃないと私は思います。

そのことについても、別に反論ということじゃなくて、そうじゃないですよということとを私は言いたいんです。それをさもいかんようなふうな捉え方をされるような言い方というのは、私はこの問題に真正面から向き合っていないんじゃないかと思うだけで、別に教育長がそういうお考えなら、そういうお考えでもいいですよ。

ということで、学校の耐用年数とか、いろんなことがあるので、輪之内町の3小学校は、まだ十分耐震もなされて、学校の中の改築といいますか、改造も数億円かけて、もろこの学校にも引けを取らないぐらい立派な学校です、小学校全部取っても。それを駄目にするということは、非常にこれはもったいないという観点から言えば、そのとおりです。続けられるなら、少人数学級をさらに続けて、行けるところまで行ってというのも一つの手でしょうが、やはりメリットを生かそうと思うと、さっき教育長さんがおっしゃったメリットが、それでは生かし切れない部分が多いのではないかと。それは、あくまでも児童・生徒数が少ないという基があるからですね。ですから、それだったら、学校、今はいろんなネット教育がありますので、そういうところ、子供たちもお互いにその学校へ行ったような気分になって勉強するとか、いろんな方法を少し考えたり、これは当然あろうと思うんですが、さっきの統廃合に向けて、やはりこれはもう本当に目の前へ来ているんです。もう1クラス10人や15人のクラスばかりになってしまって、これは余り、やっぱり先を考えたときには先がないような気がします。よほど町外からの移住者が多ければ別です。ヨロズさんにも、すぎやま工業さんにも、エフピコさんにも大いに期待をして、若い人に輪之内町で住んでいただけるように。

先ほどの4つの質問にも全部関連しております。その中で町長もおっしゃいましたが、

ならどうやって、空き家対策も含めて、そういう方にどういう希望が、どういう条件のものがある、どういう提案をされておりますか。例えば、大藪地区にはこれだけの空き家があって、現状は住めるのか、住めないのか、その家主さんとの話はもうできているのか。調査はできたかもしれませんが、その先に進んでいないような気がします。

私の地域でも、空き家が二、三軒あります。すぐに住めるおうちもあります。ちょっと手を加えないと駄目だということもあります。そういうところを、やっぱりそういう方に、それも金額も提示しながら、どうでしょうと、こんないいところがありますよと、そこまできちっと提案されていますか。やりましょう、やりましょうの掛け声は立派ですけども、なかなか、私はやらないかんことと、やったほうがいいということとは全然物が違う。

先般、私、友人から、四、五日前に兵庫県明石市の少子化とか、移住・定住に対するのをラジオでやっておったよと。早速、そこへ私、携帯で電話をして、届けていただきました。今日、朝、事務局へ来たら届いておりましたが、まださっき見たばかりです。その中に一つ大きなことが、このまち独自の無償化、無料化ですね、それがうたってあります。これは輪之内町もやっております、一部。一つで言えば医療費ですね。18歳までは輪之内町も他のまちに先駆けて取り組んで、今では18歳までの無料化、これが当たり前のごとく言われてしまって、やっぱりこれもアピールの仕方が下手やないのかなあと。それから、保育料も第2子以降全員がただ、おむつは1歳までただ、給食費は中学校までただ、もう一つ、遊び場として親子共々その居場所の提供がありますよと、これが明石市というところの5つの無償化でした。これはいろんな環境好循環が続いて、子育て支援の5つの無償化というのが今言ったやつですね。それで、安心というところで子育てのしやすいまち、人口においては9年連続人口増、にぎわいは地域経済過去最高、財源においては税収増で、持続可能な財政運営と、ええこと尽くめですね。これは子育てを中心にした若い人の呼び込みとか、そういう取組が成功した一例ではないかなあと。

この議会もいろんなところへ移住・定住に対する勉強会へ行って、現場で聞いてきております。ですが、まだいまだにその聞いてきた段階から一步も進んでおりません。

輪之内町にも、無償化とは言いませんけれども、空き家とか、それから町有地、たくさんあります。仁木小学校のそばの農協跡地から、いろいろあります。そういうのも含めて、新しく移住してくる定住希望者には町を挙げて支援して、仁木小学校のそばでいえば、学校教育が近くにありますので非常に条件もいいと、お医者さんも近くにあると、いろんな条件がいいので、そういうところを草ぼうぼうにしてほかっておくのは、ちょっと移住・定住、人口増、町長もなられたときには「1万人構想」をぼーんとぶち上げられて、それが功を奏して、一時期は1万人を超えたり、よそに比べて人口減少が非常に少ないです。それは町長の行政の手腕のたまものではないかなと思うんですが、残念ながら、今、先ほどからわーわー言っております児童・生徒数の減少については、何の

手の施しようもありません。今から子供を産むわけにはいきません、遑って。それが現状、現実を直視して、これから先どうしていくかということをもっともっと積極的に増やす手だてを考えるべき必要があるのではないかというふうに思って、今、くどくど質問させていただいております。

それから、次に農業施策ですね。

農業施策は、なぜ中古農機かと、それを言いました。その中で5年の、要するに耐用年数とか、いろんなことがあるでしょう。でも、今の機械は、耐用年数は5年、7年であっても、機械の性能そのものは、整備の関係上、最低でも10年から十二、三年は耐え得るだけの機械能力があります。そういったものを法人化、私のところも最近、4月に法人化しましたが、残念なことに出資が非常に少ない……、少ないと言うてはちょっと失礼ですけれども、なかなか求められないといった中での船出でありますので、投資がなかなか思うようにできません。

そんな中で、これもニュース情報ですが、四国のほうで、たしか徳島だったか高知だったか覚えがないんですが、そこで初期投資を抑制するために中古農機をあっせんしながら、それに対する補助金を県を挙げてやっているとか、町を挙げてやっているとか、何かそんなようなことを言っておりましたので、これは切実に、今の新品の機械、簡単に言いますけれども、私どものコンバインで1台1,800万です。昔から言うたら考えられませんよ。そういった高額なものを、いや、耐用年数5年やで、もうあんたはしようがないぞなど、そんな買う力はありませんよ、新規参入するときに。

それで、そういうことも含めて地に着いた農政を育てるという観点からいくと、それもありませんかと。何でも新品を買えばいいですが、平ぐわや備中を買うのと訳が違いますので、何千万、家一軒を引きずって歩くような道具ですよ。それ1台で済みません。たかがコンバインという機械の話です、今のは。トラクターでも一千二、三百万、全て1,000万オーバーのものばかりですよ。それで、私どもは50ヘクタール規模の小さな営農ですわ。でも、もっと小さい営農さんですと、もうそれすら多分、後継者も含めて。定年65が過ぎて70までぐらい皆さん働いておられますので、辞めてから就農されても、草刈りはできるかもしれませんが、本当の農業はできません。そんな甘いもんじゃございません。後継者もきちっと、やっぱり法人化をするということは後継者をつくりたいんですよ。そのために法人化して、社会保険とか、いろんな制度もきちっと組み込みながら、若い労働力も募集しながら、この地域の農業を続けていくと、そういった意味で法人化を進めておるのにもかかわらず、現状を見ていると、集落営農の延長線みたいなもので、いまだに輪之内で100ヘクタールを超えるような営農集団がありますか。大きくて、恐らく60から70ヘクタールでしょう。中心は40ヘクタールから50ヘクタール未満、少ないところに至っては10ヘクタールちょっと、それでは先はありませんよ、これ。

法人税にしろ、何にしろ、基本経費はかかります。税理士さんを頼まにやできません。これから、税制も変わりましたのでなかなか難しい時代になりました。そういった中で、それをやっていこうとすると、一定規模、そうすれば人材も集まりますし、運営もある意味可能になってくるのではないかなあとと思いますので、ぜひこれからの農業の再編成は、それをまず頭に置いて、地域と地域がひっきり合えるように仲人になっていただく。多分同じような条件の営農組合さんばかりなんで、そんなに条件が変わるわけやないと思うので、ぜひともそういうことも含めて中古農機とか、いろんなことも含めて総合的に農政を進めていただきたいと、私はそういうふうに思って、今、質問させていただいております。

それから、特産品の関係、これも特産品は、ここに書きましたように、私はちょうど玄米カステラの開発のときに商工会のほうから行っておりまして、関わっておりました。当時は、亡くなった北島議員さんも商工会の理事でしたので、一緒になって、や一、どうやこうやといっているいろんなものを考えて、結局、私たちの提案したものは余りよくなかったもので、玄米カステラは、その講師である方が提案されたのが玄米カステラでした。その人に使用料というのか、そういう権利料をその人に渡して、玄米カステラがこちらでも製造できるようになったというように聞いておりますが、その玄米カステラでも、当時は輪之内町のお菓子屋さんが全て生産しておみえになったんですが、1軒の方は名古屋のほうへ進出されて輪之内にはお見えにならない、1人の方は取りやめられたということで、さつま石にしてもしかり、モーリーさんのジェラートでも養老サービスエリアにあるということで、あっちへ行った折にはどこにあるのかなと探して買い求めたと、そういうこともやっておりました。

ですが、残念ながら、輪之内町の特産品は途中で立ち消え状態であると。それはなぜかと、事業承継をする方がお見えにならんというのも大きいでしょう。でも、それは事業として成り立たないから辞めるというのが普通でして、事業として成り立つのであれば、これはなくなるはないんですね。農業でもしかりですわ。もう皆さん、預けるのは、自分でもう設備投資ができないと、これは預けるよりしようがないと。それで、高齢、高齢化にもなってきた、誰も後をやる者がおらん、それと一緒に、特産品でも同じことが言える。せっかく作って、鳴り物入り、肝煎りで作ったものが、売るところすらきちっとしていないんですよ。どこで売るんですかね。あの輪之内のアンテナショップですか。あそこへ行ったら、全部の商品がそろいますか、いつ行ってもそろいますか。

御膳酒でも、輪之内町の業者さん、酒類を販売してみえる方はたくさんお見えだと思うんですが、誰も手を出されなかったんですよ。1軒、贈答をやっておみえになる方が手を上げていただいた。そこで今も続いているというのは大変結構で、そういう意味においてはその苦勞に対しても本当に感謝申し上げたいんですが、ほかの酒屋さんは誰も手を出されませんでした。近くにある酒屋さんも手を出されませんでした。ということ

は、やっぱりそれはお金の問題かもしれませんが、そういう町の特産品を作る、開発するという意図が町民のそういう方にもきちっと伝わらないうちに事業だけが進んでしまって、さあどうしようといったときに、誰も手を上げなかったと、そういうことじゃないかなと。だから、違った意味で準備がちょっと不足しておったのではないかなあと私は思いまして、誠にこれは残念。

今度、所シェフのいろんな、今の事業継承も含めて勉強されているということも今お聞きしましたが、これでも新しいお店がどこにあるのや、私、分かりませんが、どうも所さんその者が遠いところの方だという、東濃のほうの方ですかね。あっちのほうでかなり有名な方だと、その道では有名だというふうにお伺いしているんですが、私どもの耳に入ってくるのは、子供は知っておりましたが、私らでは「ほーん」と言う程度で、余り関心がないと言ったら失礼ですけども、そうなのと。

御膳米せんべいでも、ぺっと見たら、ああええなと思ったら、坂祝のほうの煎餅屋さんが生産しておみえになった。お土産に持っていこうと思っても、輪之内産じゃないので持っていきません。

輪之内産って何があるの、そういう意味の特産品の意義を、世間に、外へ持っていくときにも持っていきやすいような状態のものを、特産品としてきちっと位置づけたものが私はなぜできないのかと。一時的にはそれは無理かもしれませんが、煎餅を取れば、輪之内でも焼いてみえる方もおられるということを承知しておるんですが、その方も大分年を召しておみえになるのでやられないかもしれませんが、現にあることは私は承知しております。

そんな中で、やはり輪之内産と胸を張って言えるものを、オール輪之内のものが欲しい。よく見たら、みんなうそばかり、それではあまりにもちょっと寂しいのではないかなあと私は思います。

それから、輪之内町の制定している梅、ひばり、タンポポ、この件についても、以前は10時頃に役場へお邪魔すると、音楽が鳴って、爽やかで心が落ち着くような優しいメロディーが流れておったように記憶しております。最近になって、職員の皆さん、心の病になったということは余り聞いておりませんが、当時はかなりの方が、言葉は悪いんですが、心の病にかかって長期お休みになったりという方が結構いろんな形であったように私は記憶しておるんですが、そんな中で、来庁者も10時頃に来たら、何か優しい音楽が流れているね、これはいい印象ですよ。だから、それをなぜなくしてしまったんだろう。小学校でも中学校でもどこでもですが、10時とか、そういうときに情操教育の中できれいな音楽を流すと、やっぱり子供たちも心が穏やかになり、気持ちも休まるでしょうし、目も休まるでしょうし、手を休めて次の行動に移す準備をしましょうねなんて、私はうってつけだと思わんですがね。それをあえてやめてしまって、みんなが行くと、庁舎の中でもですが、パソコンをにらみつけて、何をたたいておるか私に

は分かりません、音痴ですので。ですが、それが現実、そんなことばかりやっていたら、目は疲れるわ、頭の中はおかしくなるわ、本当に仕事をしておるのかしらんと、朝から晩までそんなもん続くかいなど、私、勝手にそんなような変なよこしまな考えが頭の中をよぎりますが、やはり一生懸命やっておみえになるのでしょうか。ですが、人間、それだけ集中できませんよね。そんなときに、やっぱり10時、3時とかというときに、5分なり10分なりぐらいは、そういう輪之内町の作った音楽を流したり、いろんな音楽を考えて流されて、みんなちょっと休憩しようねえというほうがもっと効果が上がるんじゃないかなあと、私は勝手に思っております。

そんな中で何で、町長がおっしゃったんだけど、時代の流れとか、そんなもんですかねえ。カワバタモロコって時代の流れで作ったんですか。今、皆さん、カワバタモロコの保護条例を制定されたのは意味が分かりますよ、絶滅危惧ということで。だから、そこにキャラクターを作ることが、タンポポであり、ひばりであり、梅である、「たんぼぼちゃん」のキャラクターもあります。それがあってもかかわらず、カワバタモロコのファミリーを作らないかん大きな理由、これが時代の流れとおっしゃられれば、それは町長さんのお考えでしょう。ですが、輪之内町がわざわざ、前から制定している町民憲章になりますね。そんなものに対して時代の流れの一言では、これは私、ちょっと考え方が違わへんかしらと思う。

それで、批判と取られてもしようがないんですが、丸毛兼利のアニメでも1,000万ぐらい使ったでしょう。それだけの値打ちがあるんですかね。値打ちというのはその人その人の考え方の中に、2,000万でも5,000万でも値打ちがあると言われればそうでしょう。でも、私が言いたいのは、洗堰公演「洗堰に日は昇る」は、毎年毎年、輪之内町でも今年心巖院さんでしたけれども、そこで今から256年前とかいって鹿児島の方から輪之内、ここら辺、美濃地方の方へ木曾三川分流工事に来ていただいて、八十数名の貴い犠牲の上にあるんですよ。これは、校長先生も二、三人お見えになります。町長さんも式辞を読まれます。みんな報恩感謝しています。そういう基に創った「洗堰に日は昇る」が時代の流れでやめたと、これは時代の流れやなくて、それはつなぐべきでしょう、時代の流れ以前に。私は、そういう歴史劇が特別な意味合いがあるというふうには言いませんけれども、今の時代に合わんとか合うとか、そういうレベルの話かなあと、何かそれを聞いただけで若干憤慨します。昔人間ですかね。

だから、そういった意味においても、もう少し、今があるのは誰のおかげ、今はどういうふうな流れ方をしておる、それは町長さんがお考えになったとおりでしょ。少し時代に合わんからアレンジして新しいものを作るのも、作り変えて子供たちに見せたり、聞かせたりということでええと思うんですが、なくしてしまった……、なくしてしまったのではなくて、ちょっと休ませておるのかもしれないけれども、そういうもんじゃないんじゃないかなあと私は思います。

そんな中で、今、いろんなことをごちゃごちゃ言いましたけれども、全て教育と人口減少と歴史観の考え方で私は言うておりますので、これはこれという答弁じゃなくていいので、私の今のぐたぐた話を聞いていただいて、それに対するお答えをいただければ結構です。

○副議長（林 日出雄君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

再質問、大変ありがとうございました。

いろんな思いをお聞きして、うーんという思いもありますけれども、先ほどありましたように、できる範囲で今の考え方についてお答えをさせていただきます。

まず、人口減少と学校との関係というのは当然出てまいります。これについては、当然、学校は学校として、やっぱり望ましい姿というのがあるし、もう一つは、地域ということ考えたときに、学校を抜きにしてはなかなかコミュニティーが成立しづらいというのが日本の現状でありますから、その部分をこれからどう考えていくか。

いずれにしても、今のような出生率が減少している状況の中で、増えるという前提で施策を推進すると間違える可能性のほうが大きいので、将来どういう形で見据えるか。ただ、人口の増減も上限値と下限値ではかなり差が出てまいりますので、そこに、いわゆる町のまちづくりという視点が必要になって、そこでどの部分ならば実現可能かという観点での検討が必要になってくるだろうと、そんなふうに思っております。

それから、いろいろ聞いておられますと、数十項目にわたってお話いただいたようでありますので、到底かなりの部分は御意見としてお聞きするということが現状ではとどめたいと思います。

ただ、1点、最後に申し上げておきたいのは、先ほど町のキャラクターの話が出てまいりました。これは先ほどの答弁のときに申し上げたように、決して無視しているわけでも何でもないと申し上げました。その意味するところは何だろうと考えてみたときに、やはり町の木、町の鳥、町の花、そういったものを制定するときには、そういう制定するときなりの理由があってやっています。だから、それを決して否定していない。

それから、もう一つは、歴史劇を前提とした「洗堰に日は昇る」、これについてもその価値を否定するつもりは毛頭ありませんけれども、ただ、これについて言わせていただくと、これはたしか平成10年でしたか、それから私がここへお世話になったのが平成19年であります。じゃあ、その間に何をしていたんかと。私は、少なくとも引継ぎの時点では、その9年間の間に何かやっていたという話を寡聞にして聞いておりませんので、その間、なぜそのフォローアップがなされなかったのか。なされなかった理由次第によっては今に生かす道も当然出てくるだろうと、そんなふうに思っております。ただ、事実の指摘だけはしておかないといけないと思いますので、その辺だけは申し上げさせて

いただきます。

ただ、全般的に再質問の中で触れられておりますけれども、いろんな多種多様な御意見があることは、これは承知しておりますから、そういったものを排除することなく、いろんな政策の中に取り入れていくのは、ある意味それが行政でありますから、それは当然のことだろうと思っておりますので、またいろんな機会を通じて、議場での一般質問という形もそうですけれども、ふだんから、やっぱり行政側との意思の疎通ができればうれしいなど、そんなふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○副議長（林 日出雄君）

教育長 長屋英人君。

○教育長（長屋英人君）

まず1つ目は、スクールバスによって運動不足にはならないのではないかという御指摘だったと思います。よろしかったでしょうか。

これにつきましては、全国の義務教育学校、ちょっと数は把握しておりませんが、たくさんある中で、その既の実施されている義務教育学校の中で出てきたメリット・デメリットということで上がってきているというふうに把握しておりますので、ちょっとこれは私の意見というよりも、その結果に基づくものというふうに捉えていただければというふうに思います。

それから、先がない、もっと積極的に考えてほしいという御意見だったと思います。そのとおりだと思います。大変危機感を持って私も考えております。

一つの目安としては、例えば近隣の関ヶ原、それから上石津、海津にしましても、統合の大きな目的が複式学級の解消ということが上げられています。ということで、輪之内町においても、先ほども述べましたが、出生数を見ながら、複式学級が定着するような状況になる前に対策を打っていきなというふうに、私はちょっと心の中ではゴールは考えております。以上です。

（9番議員挙手）

○副議長（林 日出雄君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

あまりたくさん多く言いましたので、私自身もどれだけ言うたか分からんようになってしまったんですが、やっぱり今の教育長さんのおっしゃったのが、義務教育学校とか、いろんなもの、方向を見ながら、人口減で児童・生徒数の減少の中でどういう質のよい教育を子供さんに提供できるかということをもっとお考えであろうということで、大いに先を見据えた教育をお願いしたいというふうに思っておりますし、町長さんのお考えもよく分かりました。

ただ、洗堰の関係、私、議員になったのが多分平成11年だったと思うんですが、その

ときに、もう既に、なった年に鹿児島へ公演に、私、議員でみんなそろって行ったというようなことやったと思うんですが、その間に、例えば平成10年でもいいんですが、9年間何をやっておったのと、ほかってあったのということは、今、町長さんがそのことを御存じなので、それをどういうふうに捉えながら、リニューアルしながら、輪之内の歴史・履歴の一番の基になる、丸毛兼利さんは輪之内町の礎だと私は思っておりません。やっぱり薩摩義士の方が輪之内町の皆さんの豊かな生活をこうやって一生懸命築いていただいという意味において、私は農民に対して大きな意味合いがあると。輪之内町の基になる、それがあの薩摩義士、「洗堰に日は昇る」の公演の中できちっとというか、評価されるべきであろうと思いますので、ぜひこの洗堰公演は復活に値する、逆に言えばと思います。それが役者さんがおらんので、あのときは役者さんばかりでやりましたので、私が記憶があるのは、安田裕美子さんがちょんまげのかつらをかぶって、大きな体の方なんで、よく武士が似合っておったなという印象は持っておりますが、あとの方、國島さんも何かやっておみえになったかもしれないけれども、余り記憶がないんですが、それならば丸毛のアニメみたいに洗堰のアニメも制作しながら、それは各学校へ持ち回って、低学年の方でも、高学年の方でも、歴史を知る上で丸毛兼利さんと同列に、もしくはもっと上位に位置するような歴史的なことでありたいと思いますので、ぜひともそれも含めて町長さんにはお考えをいただきたいなあというふうに思っておりますし、もう一つ、先ほど言いましたように10時、3時の、休憩時間は随時取っておみえになるのかなあと思うんですが、職員の皆さんは。そんなときに庁舎の中に、せせらぎとは言いませんが、やっぱりそういう軽やかな軽音楽みたいなものをすらっと、大きな音じゃない、小さな音で流れておるのはなかなか好印象だったです。私、役場の中が殺伐としているとは言いませんけど、やはり何となく入りづらいというか、おりづらいような、そんなような、ちょっと半分思うような雰囲気、私は議員でするので横着いのでどこでも暴れておりますけれども、やっぱり庁舎へお見えになった方が少しだけ、ああ、これ何かええねえとかというふうに思っただけのような心の一つの問題提起として、ぜひとも町長さんには優しいお心を皆さんに御提案いただけるといいんではないかなあと思っております、あえて言っておるわけで、町長さんにそれはお任せしますので、またお願いではありませんけれども、されたほうがいいんではないですかと、そういうふうに私は言いながら、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（林 日出雄君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

まず、薩摩義士の洗堰の関係であります、レガシーとして皆さんの記憶にあることは当然でありますから、それを現代的にどう生かすかということについては、いろいろ先ほどの答弁の中で申し上げておりますけれども、現代的に意味を再定義できるのかと、

それをした上でいろんなやり方があると思う。丸毛でもアニメーションも含めてやっていますので、いろんなやり方があると思いますけれども、今できる方法を考えていきたいなど、そんなふうに思っております。

それから、庁舎の環境整備については、いろんな思いの方がお見えになるでしょうから、できるだけアメニティーに配慮した環境整備というものができればいいのかなど、そんなふうに思っております。

大変貴重な御意見、ありがとうございました。

○副議長（林 日出雄君）

暫時休憩します。

（午後0時04分 休憩）

（午後0時04分 再開）

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これで一般質問を終わります。

---

○議長（田中政治君）

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、議会最終日は午前9時までに御参集ください。

本日は大変御苦労さまでした。ありがとうございました。

（午後0時04分 散会）

令和4年9月6日開会 第3回定例輪之内町議会

第3号会議録 第11日目

令和4年9月16日

○議事日程（第3号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第33号 令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）

議第34号 令和4年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議第35号 令和4年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議第36号 令和4年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）

議第42号 輪之内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（令和4年第3回定例町議会付託事件）

日程第3 議第37号 令和3年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について

議第38号 令和3年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第39号 令和3年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議第40号 令和3年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第41号 令和3年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎令和3年度決算特別委員会委員長報告

（令和4年第3回定例町議会付託事件）

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3までの各事件

○出席議員（8名）

1番	大橋慶裕	2番	林日出雄
4番	浅野重行	5番	浅野進
6番	上野賢二	7番	高橋愛子
8番	小寺強	9番	田中政治

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 野 隆 之	教 育 長	長 屋 英 人
参 事 兼 総務課長兼 危機管理課長	荒 川 浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田 内 満 昭
調 整 監 (住民・福祉)兼 住民課長	中 島 良 重	教 育 課 長	野 村 みどり
福 祉 課 長	伊 藤 早 苗	経 営 戦 略 課 長	菱 田 靖 雄
建 設 課 長	大 橋 勝 弘	産 業 課 長	松 井 和 明
土 地 改 良 課 長	松 岡 博 樹		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中 島 広 美	議会事務局	西 脇 愛 美
--------	---------	-------	---------

(午前8時59分 開議)

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員は8名です。全員出席でありますので、令和4年第3回定例輪之内町議会第3日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（田中政治君）

日程第1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第33号、議第35号から議第36号まで及び議第42号についての審査報告がありました。

次に、文教厚生常任委員長から、議第33号から議第34号までについての審査報告がありました。

次に、令和3年度決算特別委員長から、議第37号から議第41号までについての審査報告がありました。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育長から令和3年度評価「輪之内町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況」に対する外部評価の提出がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

○議長（田中政治君）

日程第2、議第33号 令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）から議第36号 令和4年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）まで及び議第42号 輪之内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、各担当課長から議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してあります。したがって、これから各常任委員会委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 大橋慶裕君。

○総務産業建設常任委員長（大橋慶裕君）

皆さん、おはようございます。

総務産業建設常任委員会審査報告書。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

令和4年第3回定例輪之内町議会の初日において本委員会に審査を付託されました案件について、9月13日午前10時58分より協議会室において全委員出席の下、執行部側より町長、教育長、参事、会計管理者及び各関係課長、関係職員出席の下に審査をいたし

ました。

その経緯と結果を報告いたします。

最初に、議第33号 令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）について当委員会所管分を議題とし、総務課所管分について総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分について危機管理課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、防犯カメラ設置補助金の申請者はどうなっているのか、またカメラの設置場所等に条件はあるのかに対し、法人、個人いずれからも補助金申請がされている。設置場所については、私有地内であれば制限は設けておらず、カメラについても、電源式・ソーラー式やSDカード保存・サーバー保存等の制限は設けていないとのことでした。

交通安全の横断幕を設置する経緯は何かに対し、福東大橋付近道路の渋滞回避のため、福東南部地内で抜け道となっている箇所がある。小学生の通学路でもあり、非常に危険なため、従来から大垣警察署に相談し、地元交番所長や警察官に立哨や声かけを行っていただいていた。今回、さらに地元住民や保護者の不安を解消すべく、啓発用の横断幕を作成し、設置するものであるとのことでした。

通行できる時間帯等の規制をかけてはどうかに対し、まずは横断幕の設置等にて啓発を行い、規制に関しては、引き続き警察署と相談をしていくとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、ぎふ農業経営者育成発展支援事業給付金の作目及び内容は何かに対し、作目はアグラオネマなどの観葉植物で、内容については、青年等就農計画の達成が見込まれる者などに対して1人当たり1回限りの給付で、県50万円、町50万円で、合計100万円給付されるとのことでした。

御膳米せんべいを常時販売している場所はどこかに対し、関ヶ原古戦場記念館別館、養老サービスエリア、川島パーキングエリアや大垣市の芭蕉庵、町内の飲食店などで販売しているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、建設課所管分について建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、塩喰川西排水ポンプはどういうものかに対し、塩喰川西地区の浸水被害低減のため、雨水排水を牧田川へ排水するため、平成元年度に設置したポンプ設備であるとのことでした。

集水ますに土砂等が堆積しているのではないかに対し、今年度、ポンプの取替えを行

うので、工事の際に確認し、必要があれば清掃するとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第33号 令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第35号 令和4年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、下水道工事設計積算委託は入札によるものかに対し、公益財団法人岐阜県建設研究センターとの随意契約によるものであるとのことでした。

下水道事業実施設計業務委託料325万円減額補正の主なものは何かに対し、下水道事業計画設計業務委託が当初予算1,156万2,100円に対し、契約金額が445万5,000円となったことによるもので、歳出の増額補正額について、委託料の請負差金による予算減額により対応するものであるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第35号 令和4年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第36号 令和4年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、水道料金の滞納額は幾らかに対し、令和4年9月1日現在で1,238万2,520円とのことでした。

未収金貸倒引当金の内訳は何かに対し、貸倒懸念債権及び5年を超えない債権のうち、回収が見込めない債権分であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第36号 令和4年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第42号 輪之内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、育児休業中の休業補償はあるのかに対し、育児休業給付金として給料の67%が支給される制度があるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第42号 輪之内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業建設常任委員会に審査付託されました案件についての経緯の概要と結果報告を申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（田中政治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員長 浅野重行君。

○文教厚生常任委員長（浅野重行君）

皆さん、改めまして、おはようございます。

文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

令和4年第3回定例輪之内町議会の初日において当委員会に審査付託されました案件について、9月13日午前9時30分より、協議会室において全委員出席の下、執行部側より町長、教育長、参事、会計管理者、調整監及び各関係課長、関係職員出席の下に審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

最初に、議第33号 令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）について当委員会所管分を議題とし、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、エコドームの電気代は幾らを見込んだのかに対し、今年度は約180万円の電気代を見込んでいるとのことでした。

エコドームには太陽光パネルは設置してあるのかに対し、太陽光パネルは設置されているが、設置から約20年たっており、機器の故障で発電できない状況であるとのことでした。

エコドームは環境施設のシンボルであるので早急に修繕してほしいに対し、来年度に向けて修繕を検討しているとのことでした。

エコドームは夏場は暑い対策等をしているのかに対し、交代でエアコンのある事務室で休憩しており、また窓は全部開けて大型扇風機を使用し、対策を施しているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、各施設の光熱水費の増額分は一律の倍率で計上しているのかに対し、電気会社からの提供資料や使用料の実績に応じて施設ごとに増額見込額を算出しているとのことでした。

こども園の冷凍冷蔵庫はどういうものを購入する予定なのか、また使用する現場の意見を取り入れているのかに対し、業務用の縦型冷凍冷蔵庫で、容量は、冷凍室・冷蔵室ともに390リットルである。栄養士や現場の意見を基に選定し、格納場所の寸法に収まるものを購入する予定であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、教育課所管分について教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、光熱費高騰の要因は何が考えられるのかに対し、円安とロシアのウクライナ侵攻にOPECの政治状況が絡んで影響している。ガスも同様である。電力自由化の需給バランスが崩れたことも要因で、ベースロード電源に頼らざるを得ない状況になっているとのことでした。

会計年度任用職員で産休代替を補完できるのかに対し、正職員に負荷がかかっている。ただし、業務替えを行うなどの対応をしているとのことでした。

プラネットプラザ電気代のうち、アポロスタジアムの占める割合はどれだけか、また施設使用料金の見直しは考えているのかに対し、プラネットプラザのメーターが一括になっており、施設ごとの使用電力は分からない。町有施設の使用料金の設定については、これまで見直しをしていないので、各施設の維持費に充当できる観点から、値上げも考慮しつつ、今回のように高騰が続いた場合には、電気代を少し上乗せして負担をお願いする仕組みをつくらなければならないと考えているとのことでした。

給食費の賄い材料費は129万8,000円で足りるのかに対し、見込みが不確定のため、足りなければ再度補正にて対応するとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第33号 令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第34号 令和4年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、普通交付金返還金が発生した要因は何かに対し、療養給付費は3月診療分から2月診療分であり、概算で交付されているため、毎年返還金が発生するとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第34号 令和4年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、文教厚生常任委員会に審査付託されました案件について、経緯の概要と結果報告を申し上げ、文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（田中政治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議第33号 令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第33号 令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決をされました。

これから、議第34号 令和4年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第34号 令和4年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第35号 令和4年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○議長（田中政治君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第35号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（田中政治君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第35号 令和4年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決をされました。

これから、議第36号 令和4年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（田中政治君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第36号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（田中政治君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第36号 令和4年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第42号 輪之内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第42号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第42号 輪之内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決をされました。

---

○議長（田中政治君）

日程第3、議第37号 令和3年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議第41号 令和3年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、会計管理者から議案説明を受けた後、令和3年度決算特別委員会に審査を付託してあります。したがって、これから決算特別委員会委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算特別委員会委員長 林日出雄君。

○令和3年度決算特別委員長（林 日出雄君）

皆さん、おはようございます。

令和3年度決算特別委員会委員長報告をいたします。

令和4年第3回定例議会初日の本会議において審査を付託されました案件について、9月8日、9日の両日にわたり、協議会室にて全委員出席の下、執行部側より町長以下関係職員出席の下に審査をいたしました。

審査は、決算書、決算説明書に基づき、各所管部署ごとに説明を求め、慎重に審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

最初に、本委員会に付託されました議第37号から議第41号までを一括議題といたしました。

議第37号 令和3年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について、最初に議会事務局所管分について議会事務局長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、スマイルチャンネルにて議員の一般質問を放映しているが、

番組表が大まかであり、日程、時間帯が詳しく分からない。放映される日時を議員に知らせる等はできないか、また町民にもはっきりしたものを知らせる必要があると思うので考えてほしいに対し、一般質問の様子は、定例会の翌月の中旬頃に放映されているが、そのスケジュールについては、スマイルチャンネルの担当課が決めている。今後は、一般質問の放送日時が分かり次第、ホームページに掲載する等の方法を考えていくとのことでした。

議員が研修に出席した場合、その旨を決算説明書に記載してはどうかに対し、令和3年度はコロナ禍につき研修への参加がなかったが、次からは実績があれば記載していくとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、総務課所管分について総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、会計年度任用職員から正職員への採用希望者はいないのかに対し、毎年、社会人経験者枠を設けて職員採用試験を実施しており、今回は会計年度任用職員から試験を受けて正職員になった者は1名いたとのことでした。

公共施設の下水道接続工事は完了したのかに対し、令和4年度でほぼ全ての施設の接続が完了するとのことでした。

再任用職員の選考方法について基準はあるのかに対し、再任用選考委員会を設置し、制度に基づいて適正に採用している。今後も人事評価と職員に対し指導を徹底していくとのことでした。

町長交際費の支出が少ない理由は何かに対し、コロナ禍により葬儀の弔問辞退が増えており、香典の支出減によるものであるとのことでした。

千本桜まつりの花火は、一般住民に周知されていたか、また球場内に入って見ることは可能かに対し、令和3年4月の花火は、コロナ対策として密を避けるため、事前周知はせず、サプライズで実施した小規模なものである。また、球場内は、保安上、立入禁止区域となるため、入ることはできないとのことでした。

町有地の有効活用についてどのように考えているのかに対し、開発事業者のプロポーザルの実施、人口増に資する施策や防災施設等、今後、しっかり審議しながら進めていきたいとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分について危機管理課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、町内に設置してあるカーブミラーの破損をはじめ、汚れ等でミラーが見にくい場合はどのように対応しているのかに対し、地区の交通安全委員や区長を通して破損等の報告をいただき、町から業者に修理の依頼をかけているとのことでした。

防災士連絡協議会はどういった活動をしているのかに対し、現在、協議会の会員数は

53名、そのうち12名が高校生という構成となっており、独自の勉強会をはじめ、各地区で行われる自主防災訓練への従事を中心に活動しているとのことでした。

中学生の防災士取得率は100%かに対し、取得率は100%ではないが、防災士の取得はあくまで結果であり、この年代に防災教育を行うことに主眼を置いているとのことでした。

防犯カメラの設置の効果はあるのかに対し、町の防犯カメラについては教育委員会とも協議し、不審者の発生のおそれがある箇所を中心に7か所設置してあり、撮影した画像は、1か月間保存される。犯罪が発生した場合、その画像を警察に提供することになるが、そういったことを踏まえ、犯罪抑止につながっていると考えているとのことでした。

町内に水防倉庫は何か所あるのかに対し、水防倉庫は町内10か所に設置してあり、その中で劣化が著しい西条水防倉庫の修繕工事を令和3年度に実施したとのことでした。

また、議員から、点在している水防倉庫の機能集約及び大雨等で地盤が軟弱となった際の水防資機材の搬出方法について検討をいただきたいとの意見がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、コミュニティ助成事業の令和3年度の実施内容は何か、またほかにはどのような利用があるのかに対し、令和3年度は、大藪西組が消火栓ホースの入替えを行ったとのことでした。ほかに、近年は、消防・水防資機材の購入が多いが、祭りのやぐらの購入もあったとのことでした。

創業・第二創業支援事業の対象は、町内在住の方のみか、また対象事業、投資金額に制限はあるのかに対し、対象者は、町内在住だけでなく、町外の方が町内で新しい事業を始める場合も対象であるとのことでした。対象事業、投資金額に制限はないが、補助金の額は経費の2分の1で、100万円が上限であるとのことでした。

ふるさと納税の返礼品のベストスリーは何かに対し、1位は飛騨牛、2位は米や野菜、3位は1位と異なる事業者が取り扱う飛騨牛であるとのことでした。

ふるさと納税の収支状況はどうなっているのかに対し、当町へのふるさと納税額と住民税の減収分を比較すると、令和3年度は黒字であるとのことでした。

卓上カレンダーはどのように使用しているのかに対し、挨拶回りでの配布とふるさと納税への返礼品であるとのことでした。

企業版ふるさと納税はできるようになっているのかに対し、この制度を利用するための前提となる地域再生計画の認定を申請中であるとのことでした。

交通安全対策交付金は交通事故の発生件数が多いほど交付金が増えるのかに対し、交通事故発生件数により案分され、増減するとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、税務課所管分について税務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、徴収率が上がった要因は何かに対し、7月から半年間、職員1名を県税事務所へ派遣し、町県民税とともに他の税目の滞納整理も強化したことが要因であるとのことでした。

差押えの件数が増加した要因は何かに対し、従来の預金の差押えだけでなく、積極的に年金や給与の差押えを行った結果であるとのことでした。

不納欠損額は、毎年同程度の金額かに対し、分納誓約を確実に結ぶなど、時効で消滅しないようにしたため、次年度は大幅に減少する見込みであるとのことでした。

不納欠損対象者に傾向はあるのかに対し、主に出国外国人や県外転出者であり、これらについては不納欠損を行ったため、町内の滞納者に絞られつつある。また、2年連続で県税事務所へ職員を派遣しており、滞納繰越額を改善できるよう努力しているとのことでした。

滞納をほっておけば何とかなるという傾向は滞納者の中にあるのかに対し、資産がある者に対しては、公売による債権回収に向け不動産鑑定を行っている案件もあるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、会計室所管分について会計室長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、会計室窓口の展示ケース内の商品は会計室で購入できるのかに対し、産業課で購入し、会計室窓口で支払うことができるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、高校生へのバス定期購入支援補助があるが、高校によってはバス等がなく、補助の対象にならない高校生への補助等の方策はないのかに対し、公共交通の補助として考えると公共交通を利用する高校生に限定されるため、教育分野で補助の在り方を考え、補助の幅を広げていきたいとのことでした。

自転車でしか通えない高校への新規の路線をつくることはできないのかに対し、それぞれの市町の公共交通会議にてお互いの乗り入れ等を協議していき、広域的な公共交通を目指していきたいとのことでした。

輪之内線と輪之内羽島線は、1日何便あるのかに対し、輪之内線は17便、輪之内羽島線は5便であるとのことでした。

デマンドバスのバス停は、現在、何か所あるのかに対し、現在、165か所のバス停があるとのことでした。

バス停機能があるバス停が少ないと思うが、今後の整備計画等はあるのかに対し、デマンドバスの運用については、ワークショップ等を開催し、皆様の意見や要望をお聞きし、利用しやすいデマンドバスの運用を目指していきたいとのことでした。

デマンドタクシーを検討してほしいに対し、今後のデマンドについては公共交通会議にて検討していきたいとのことでした。

ゼロカーボンシティ宣言をしたが、町としてどのような取組をしているのかに対し、現在はホームページで啓発しており、今後は岐阜大学と連携し、事業を進める計画をしており、中学生への脱炭素の環境学習や町民向けのセミナー等を行っていく予定であるとのことでした。

マイナンバーカードが普及しない要因は何かに対し、国が普及に向けて進めており、今後、運転免許証との一体化等が検討されているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、重度心身障がい者に対する福祉医療について8,903件とあるが、件数とはどういうものかに対し、受診した医療機関の件数であるとのことでした。

高齢者福祉総務費の扶助費について88万円の不用額が出た理由は何かに対し、家族介護用品給付申請時に必要な額や敬老祝金の支給対象額等の見込額を予算計上しており、実支給額との差額であるとのことでした。

新型コロナウイルス感染防止のため、敬老祝賀会を中止しているが、代替として何を実施しているのかに対し、敬老祝賀会出席対象者に対して中止の案内のほかに御膳米せんべい等の記念品を送付している。また、77歳（喜寿）から100歳（紀寿）までの節目の年を迎える方に敬老祝金を支給しているとのことでした。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のうち、家計急変世帯とはどういうものかに対し、令和3年1月1日以降、新型コロナウイルス感染症が原因で住民税非課税額相当まで収入が減少した世帯であるとのことでした。

輪之内町内にある介護施設の利用率や入所率を把握しているのか、また施設増設により介護保険料増額に影響しないのかに対し、全て介護保険施設であり、安八郡広域連合が把握している。この6年間の介護保険料は据え置かれているが、次期高齢者プラン策定時に現状を勘案しながら安八郡広域連合により決定されるものであるとのことでした。

基幹相談支援センター設置後の状況はどうなっているのかに対し、令和2年9月から町社会福祉協議会に委託しており、令和3年度は総合相談が30件、その他の相談を合わせて82件あり、社会福祉士や相談支援専門員が適切な支援につなげているとのことでした。

中核機関設置業務委託料について、何を委託しているのかに対し、令和3年10月から揖斐郡3町及び安八郡3町共同で中核機関を立ち上げ、2次中核機関の設置運營業務をぎふ権利擁護センターに委託している。2次中核機関では、意思決定能力の低下が見られる方に関する相談案件について、弁護士、司法書士及び社会福祉士から専門的なアドバイスを得て、成年後見制度利用に結びつけているとのことでした。

婚活サポートについてどういう事業を実施したのかに対し、町社会福祉協議会へ委託しており、出会いの場をつくるため、年3回、イベントを実施したほか、ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワーク会員への新規登録数8名、県サポート体制によるお見合い11件のうち5件、交際が成立したとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、現在までに移住・定住の実績はあるのか、また情報誌だけでなく、SNSなどで発信しているのかに対し、今年5月に東京都から1名、当町に転入された。また、SNSについては、現在、発信しておらず、今後は発信していきたいとのことでした。

ふるさと農村活性化対策事業はどのような内容かに対し、ふるさと農村活性化対策基金の運用益により、本戸輪中堤の景観を美化する事業であるとのことでした。

観光委員会事業の内容は何か、また町の観光名所はどこなのかに対し、観光委員会では、観光ボランティアガイドの育成や、土・日のホッとステーションを開設している。また、観光名所は、乙姫公園などとのことでした。

産業雑入のその他の内容は何かに対し、御膳米せんべいや信心水などの販路拡大による売上増が主なものであるとのことでした。

資源向上支払交付金で暗渠排水は設置できるのかに対し、新設は対象外、更新のみで、1か所につき工事費上限200万円までなどの条件があるとのことでした。

補助金が交付されている各団体の実績に対して交付の見直しなどは行っているのかに対し、現在は見直しはしていないが、今後は実績などを勘案して交付の判断にしていくとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、土地改良課所管分について土地改良課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、農家の大半が後継者不足である状況下ではほ場整備を進めることについてどう考えているのかに対し、土地改良事業は、大区画化により大型機械を導入することで生産効率を上げ、次世代につないでいくことが目的である。高齢化により個人で営農を継続することが困難な場合は、農地中間管理事業を活用し、中心となる担い手へ農地を集積・集約化することで効率的な営農を行うことができるようになり、優良な農地を守るためにもほ場整備は必要であるとのことでした。

楡俣南部地区から要望書は提出されているのか、また四郷南部地区の整備後に楡俣南部地区は採択されるのかに対し、要望書は提出されている。楡俣北部地区の事業完了後に楡俣南部地区の事業施行申請を予定しているとのことでした。

楡俣北部地区と楡俣南部地区の整備面積はどれだけかに対し、楡俣北部地区は、地区面積51.3ヘクタールで整備面積が34ヘクタール、楡俣南部地区は、地区面積35.2ヘクタ

ールで、整備面積はまだ計画図ができていないため不明であるが、20ヘクタール程度になるとのことでした。

農地中間管理事業の活用は採択要件に含まれるのかに対し、採択要件には含まれないが、農地中間管理事業重点推進地域に指定されていると採択のポイントが高くなる。現在、ほ場整備を進めている地区は、全て重点推進地域に指定されている。農地中間管理事業を活用し、法人化した担い手等への農地の集積・集約化を図ることで担い手が営農を継続することができるよう事業を進めているとのことでした。

コロナ禍であるため、先進地視察は行っていないのかに対し、先進地視察の代わりに、楡俣北部地区では営農組織の法人化について、四郷南部地区では、高収益作物の取組についての勉強会を随時行っているとのことでした。

輪之内町で高収益作物に該当する作物は何かに対し、イチゴやトマト、ブロッコリー、キャベツ等が該当する。高収益作物に一定面積以上取り組むことが補正予算を確保する要件となっているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、建設課所管分について建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、橋の健全性の診断で判定区分Ⅲとはどのような状態かに対し、橋の健全性は、判定区分Ⅰが健全、Ⅱが予防保全段階、Ⅲが早期措置段階、Ⅳが緊急措置段階の4区分に分けられており、今年度の補修工事の実施により、判定区分ⅢとⅣの措置を講ずべき橋梁はなくなったとのことでした。

点検を実施する橋梁の定義は何かに対し、橋梁の長さが2メートル以上のものが対象になるとのことでした。

橋梁点検実施済みの表示をしてはどうかに対し、そのような基準はないが、検討するとのことでした。

舗装や側溝工事を実施する基準はあるかに対し、対象工事の規模や場所によるが、基本的には経済性や緊急性を勘案しながら選定をしているとのことでした。

農道の沈下に対応する補修はお願いできるのかに対し、碎石の材料支給や多面的機能支払交付金の活用が可能とのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、教育委員会所管分について教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、部活動補助金は何に使われているのかに対し、大会参加料及び大会参加選手派遣用バス代とのことでした。

部活動地域移行についてどこまで進んでいるのかに対し、これまでに2回会議を開いて、指導者の確保や、どこを母体とするのかなどを検討しているとのことでした。

給食費の無料化について、先の見通しをどのように考えているのかに対し、基本的には実費を負担していただくことから出発する。材料費が増えているため、緊急措置とい

うことで9月補正で対応しているが、恒久措置ではない。今のところ、無料化している自治体が多数派になっていない状況であり、注意深く見守る必要はあるが、今、公費で負担するという判断をする状況ではないとのことでした。

教育振興寄附金はどこから寄附を受けたのかに対し、だいしん緑化文化振興財団とすぎやま工業から寄附を受けたとのことでした。

教育振興事業はどのようなものを援助しているのかに対し、準要保護及び特別学級の児童・生徒に対し、学用品等の購入費、修学旅行費、宿泊研修及び学校給食費について扶助しているとのことでした。

特別支援教育支援員18人は、どこの学校に何人配置しているのかに対し、福東小学校に4人、仁木・大藪小学校に5人ずつ、輪之内中学校には4人配置しているとのことでした。

オンラインで行われた中学生カナダ派遣研修はどのような内容なのかに対し、業者に委託し、カナダの大学生と交流し、生徒には感想を書いてもらったとのことでした。

中学生カナダ派遣研修について、もう少し広く世界に目を向けて取り組んで行ってはどうかに対し、今年度もコロナ禍でカナダへ行くのは難しい。ヒントン町とハリーコリンジ高校との交流があるので、ALT、英語指導助手の派遣元のインタラックなどと幅広く検討していくとのことでした。

女性会議の構成メンバーは何人ぐらいで、どのような活動をしているのかに対し、会員は32名だが、主に活動しているのは五、六名である。活動としては、プラネットプラザの花壇作り、ゴキブリだんご作り、クリスマスにはケーキ作りを行っているとのことでした。

もっと広く女性が活躍する団体を育成していく必要があるのではないかとに対し、検討課題とさせていただくとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第37号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第37号 令和3年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第38号 令和3年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、高額療養費が前年度より増加している要因は何かに対し、100万円以上の医療費が72件あったため増加したとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第38号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第38号 令和3年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第39号 令和3年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、75歳未満の国民健康保険加入者が人間ドックを受診したときにその費用の一部が助成されるが、75歳以上の方にも同様の制度があるのかに対し、すこやか健康診査やさわやか口腔健康診査を安価で受診することができる。ただし、健診内容は基本項目に限ることから、後期高齢者にも人間ドック助成を受けられるよう、県後期高齢者医療広域連合に要望を出しているとのことでした。

保険料の未納者の対応はどうしているのかに対し、滞納者の方には分納対応をしており、不納欠損額は生じていないとのことでした。

令和3年度歳入区分のうち、保険料69.5%、繰入金24.1%となっているが、保険制度の今後の見込みについてはどう考えているのかに対し、高齢者数の増加が保険料に影響を及ぼすと思われるが、保険料改定時の状況を踏まえ、県後期高齢者医療広域連合で検討されるものであるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第39号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第39号 令和3年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第40号 令和3年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、発達障がいについてはいつ頃判断されるものかに対し、人によって様々だが、1歳頃の歩き始めの時期や5歳頃の言葉の発達時期に判断され、乳幼児健診等で判明することも多いとのことでした。

指導員には資格が必要なのか、またどのような指導をしているのかに対し、必須となる国家資格はないが、現在の指導員は、言語聴覚士、保育士、療育士などの資格を取得し、専門性を高めているとのことでした。指導内容については、視線を合わせる、動作や言葉のまねなどのコミュニケーション訓練のほか、母子指導やグループ指導後の面談など、子供への接し方に関する親への相談指導を行っているとのことでした。

受入れ人数を1日10人以上に増やすことは可能かに対し、事業所の規模を維持しながら、それぞれの児童の状況に合わせた個別指導をこども園等と連携して続けていきたいとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第40号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第40号 令和3年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第41号 令和3年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出

決算の認定について、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、下水道整備はほぼ終了したが、接続率は48.8%と低いが、今後の見通しはどうかに対し、供用開始してからの年数が浅いことも接続率が低迷している原因である。昨年、岐阜県下水道接続率向上方策研究会が設立され、当町もこの会に入り、未接続者に対しアンケート調査を実施した。その結果を県で分析し、下水道推進協議会に諮り、検討している。今後は、目標達成に向けた接続率向上策を実施していく予定であるとのことでした。

接続しない、またはできない理由は何かに対し、アンケート調査の結果、接続費用が高いといった経済的理由や、独居高齢者で後継者がいないなどの理由によるものが多いとのことでした。

水洗化支援制度はあるのかに対し、水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度があるが、今までに利用された方はいないとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第41号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第41号 令和3年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で、令和3年度決算特別委員会に審査付託されました案件についての経緯の概要と結果報告を申し上げ、決算特別委員会委員長報告を終わります。

**○議長（田中政治君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（田中政治君）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議第37号 令和3年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○議長（田中政治君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第37号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第37号 令和3年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

これから、議第38号 令和3年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(田中政治君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第38号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第38号 令和3年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これから、議第39号 令和3年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第39号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第39号 令和3年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これから、議第40号 令和3年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第40号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第40号 令和3年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これから、議第41号 令和3年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(田中政治君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第41号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第41号 令和3年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

○議長(田中政治君)

お諮りします。

次期議会(定例会までの間に開かれる臨時会を含む)の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託をし、閉会中の

継続調査にしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定をいたしました。

---

○議長（田中政治君）

これで本日の日程は全部終了しました。

令和4年第3回定例輪之内町議会を閉会します。

11日間にわたり熱心に審議され、全議案を議了し、無事閉会の運びとなりましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。大変御苦労さんでした。

(午前10時01分 閉会)

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年9月16日

輪之内町議会 議長 田中政治

副議長 林 日出雄

署名議員 浅野重行

署名議員 上野賢二